

平成25年12月25日

印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正直 様

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
委員長 寺嶋 均

中間答申書（案）

次期中間処理施設整備事業に関する用地選定について

平成25年4月21日付け印環第275号で諮問された次期中間処理施設整備事業の用地選定について、これ迄9回開催した会議における調査審議により、全9項目からなる諮問事項の内「次期中間処理施設の候補地選定方法」に関する結論が得られたので、中間答申書を提出します。

目 次

1. 本編

| | |
|---------------------------|----|
| (1) 中間答申書(案)の概要 | 1 |
| (2) 募集要項 | 5 |
| (3) 候補地の比較評価項目・基準・配点 | 13 |
| (4) 候補地の比較評価項目・基準・配点の補足資料 | 14 |
| (5) 応募申込書 | 62 |

2. 資料編

| | |
|--------------------|----|
| (1) パブリックコメント募集の結果 | 63 |
| (2) 説明会の結果 | 64 |
| (3) 会議等開催経過 | 72 |
| (4) 委員名簿 | 73 |

1. 本編

中間答申書（案）の概要

諮問（１）次期中間処理施設の整備に適した用地の条件に関すること。

答申（１）

用地条件として次の４項目を設定した。（１次審査）

- ・面積を２．５ｈａ程度とすること。
- ・洪水浸水地域を除外すること。
- ・自然公園法で規定する地域を除外すること。
- ・その他として、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地を除外すること。

P9 「募集要項 ４）募集要項（２）用地条件」を参照

諮問（２）貴検討委員会が定めた方法により募集する用地(以下「比較対象地」という。)の比較評価項目に関すること。

答申（２）

比較評価項目として次の項目を設定した。（２次審査・３次審査）

| ２次審査 | |
|----------|---------------|
| 大項目 | 小項目 |
| 生活環境の保全 | 地域住民の日常生活への影響 |
| | 地域景観への影響 |
| 自然環境等の保全 | 里地里山の保全 |
| | 生物多様性の保全 |
| | 地球温暖化防止 |
| 法規制 | 各種規制の状況 |
| | 用途地域の適合 |
| 地盤の安定性 | 液状化予測地域 |
| | 地形の状況 |

| ３次審査 | |
|--------------|-----------------|
| 大項目 | 小項目 |
| 周辺住民の理解度・協力度 | 周辺住民の理解度・協力度の状況 |
| 経済性 | 概算事業費 |
| 地域社会貢献 | 地域活性化への寄与 |

P13 「候補地の比較評価項目・基準・配点」を参照

P19～61 「候補地の比較評価項目・基準・配点の補足資料」を参照

諮問（３）比較対象地の比較評価基準に関すること。

答申（３）

答申（２）の小項目毎に比較評価基準を設定した。

P13 「候補地の比較評価項目・基準・配点」を参照

P19～61 「候補地の比較評価項目・基準・配点の補足資料」を参照

諮問（４）比較評価項目毎の配点に関すること。

答申（４）

答申（２）の大項目・小項目毎に配点を設定した。

P13 「候補地の比較評価項目・基準・配点」を参照

P19～61 「候補地の比較評価項目・基準・配点の補足資料」を参照

諮問（５）用地の募集方法に関すること。

答申（５）

用地の募集方法は、次のとおりとした。

- １．関係市町区域内の土地を対象とした公募
- ２．関係市町による推薦
 - ①新たな候補地を推薦依頼
 - ②前回計画における比較検討地５箇所（印西市泉・多々羅田地先、印西市大森・草深地先、旧本埜村みどり台３丁目地先、旧印旛村岩戸地先、白井市平塚地先）が現在も候補地としてなり得るか及び再度推薦するか照会
- ３．現在地（現施設隣の建替用地）は、候補地の１つとして位置付ける。

P11 「募集要項 ５）建設予定地決定までの流れ」を参照

諮問（６）募集の結果、応募がなかった場合の対応に関すること。

答申（６）

募集の結果、応募がなかった場合は、「公募期間の延長」、「用地条件を変更し再公募・関係市町へ再推薦依頼」、「検討委員会による推薦」及び「現在地を建設候補地とする」ことなどが考えられるが、応募がなかった事由を検討委員会の会議で検証し、適切な対応を調査審議した上で答申（平成２６年７月を目途とする最終答申）する。

諮問（7）比較対象地の比較評価（候補地の選定）に関すること。

答申（7）

平成26年7月を目途とする最終答申による。

諮問（8）候補地の周辺住民との合意形成に関すること。

答申（8）

周辺住民合意形成の方法などは、平成26年7月を目途とする最終答申による。

P11 「募集要項 5）建設予定地決定までの流れ」を参照

諮問（9）その他、用地選定において必要と認められる事項に関すること。

答申（9）

今後の調査審議における状況に応じて、平成26年7月を目途とする最終答申による。

印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地を募集します

土地所有者の皆様

印西市・白井市・栄町住民の皆様

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
用地検討委員会 委員長 寺 嶋 均

印西市・白井市・栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、「ごみ処理施設」である印西クリーンセンターを昭和61年から稼働開始し、今年で28年目を迎えました。

これまで、事故や公害などの問題が生じることもなく、安定・安全な操業を継続してきましたが、施設の老朽化に伴い、次期中間処理施設（新たなごみ焼却施設及びリサイクルセンター）の整備事業を進めています。

次期中間処理施設を整備する候補地の選定にあたりましては、住民の皆さまのご意見を反映させ、積極的な情報公開を行うなど、透明性と公平性が強く求められていることから、公募等により選任された住民（11名）と学識経験者（4名）の計15名で構成される「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が設置されました。

検討委員会での協議内容等は、逐次情報を公開するとともに、住民の皆さまのご意見等を申し受け、会議での協議事項の参考としてまいりました。

ごみ処理施設は、皆さまの生活に必要な不可欠な施設であるにもかかわらず、未だにごみ処理という一面だけで迷惑施設と考えておられる方々もおり、建設候補地の地元合意形成を図ることは容易ではありません。

最新のごみ焼却施設は、高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより、環境負荷の低減が図られるとともに、安全性にも十分配慮された施設です。また、単にごみを焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを活用する発電施設であり、環境学習にも活用されるなど地域の特性に応じた「地域活性化」への寄与が大きく期待できる施設でもあります。

こうしたことから検討委員会では、次期中間処理施設の整備について多くの住民の皆さまに関心を持っていただくために、候補地を広く募集することといたしました。

次期中間処理施設の整備は、印西市・白井市・栄町にとって重要かつ喫緊の課題であることをご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

1) 施設整備基本方針

施設整備の基本方針は以下のとおりです。また、具体的な施設の内容は、建設候補地が決定した後に、用地の特性を考慮して計画します。

(1) 市町の一般廃棄物処理システムを通じた3R推進

廃棄物を最大限循環活用できる施設とし、加えて廃棄物の地域特性を考慮、また最新技術を導入した環境負荷の低減及び環境学習・福祉等の向上にも効果がある施設を整備します。

(2) 地域住民等の理解と協力の確保

情報発信拠点の役割を兼ねる施設とし、環境に関する情報の他、地域住民や事業者の理解と協力を得られる情報を提供する施設を整備します。また、整備・運営に当たっては、住民参加を重視して行います。

(3) 長期的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

30年間の安全稼働・安定処理を見据え、最適な施設整備と維持管理方法を調査研究していくことと合わせ、経済性を考慮した廃棄物処理システムを構築します。

(4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備

ごみの持つエネルギーを最大限有効に活用できる施設とし、高効率な発電や地域特性に応じた熱供給などによる地域還元に取り組みます。

(5) 災害対策の強化

大規模災害時にも稼働を確保しその役割を継続できる強固な施設とし、災害廃棄物の処理を考慮した一定程度の余裕をもった能力、ストックヤードの整備などによる防災拠点化を目指します。

(6) 廃棄物処理施設整備にかかる工事の入札及び契約の適正化

入札・契約に際し、総合評価方式^{※1}を導入し、透明性の確保・競争性の向上に努めます。

※1 総合評価方式

価格と価格以外の要素として、維持管理費を含む総合的なコスト削減、廃棄物処理施設の性能・機能の向上、資源循環、エネルギー回収、CO₂対策等の社会的要請への対応等の事項を含めて総合評価して落札者を決定する方式。

2) 施設整備における重要な事項

(1) 公害防止に関わること

現印西クリーンセンターにおける公害防止基準以上に対応できる設備を備えたものとし、施設整備時の直近の先進施設事例を十分に参考とした環境影響抑制効果のあるものとします。

(2) 施設の性能及び役割に関わること

- ①環境負荷の低減等廃棄物の適正処理の確保はもちろん、その循環利用を十分に行える施設とするため地域特性と近隣市等の処理実績を踏まえ、最新技術を導入した施設整備とします。
- ②安全操業と安定稼働が確保される強靱な一般廃棄物処理システムの構築を旨とし、大規模災害時も処理が継続される施設とすると同時に、地区の防災拠点としても機能しうる施設とします。
- ③廃棄物処理だけでなく広く環境に係る情報発信拠点の機能及び環境教育にも効果がある施設とします。

(3) 事業方式に関わること

建設から運営までを含めて民間事業者に委託する事業方式（PFI^{※1}、DBO^{※2}、包括的運営管理委託^{※3}など）の採用を積極的に検討し、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用した効率的かつ経済的な公共サービスの提供を目指します。

(4) 住民参加に関わること

地域住民にとって親しみのある廃棄物処理施設となるよう、透明性・公平性を確保し、環境汚染への懸念を払拭し、かつ事業主体への信頼を得られるよう、施設整備から運営のすべての段階において住民参加の機会を設け、地域住民とともに計画・管理していきます。

※1 PFI (Private Finance Initiative)

民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用し、事業全体のリスク管理が効果的に行われることや、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できる事業方式。

※2 DBO (Design Build Operate)

PFI方式の一つのパターンであり、民間事業者が施設設計(Design)、施設を建設(Build)、施設を維持管理・運営(Operate)を行う。ただし公共が資金調達を行い、設計・建設に関与し、施設を所有する事業方式。

※3 包括的運営管理委託

施設の運転方法など詳細については、民間事業者の裁量に任せることとして、運営・消耗品の調達・施設の整備などを単年度ではなく、長期的・包括的に委託する方式。

3) 整備する施設の概要

(1) 整備する施設の種類

高効率ごみ発電施設としてのごみ焼却施設及びリサイクルセンターとします。

(2) 整備する施設規模の見込み

①ごみ焼却施設

減量目標達成時（平成40年度）における下記焼却対象ごみ量を安全かつ完全に処理できる施設規模とします。ただし、施設整備時の直近の実績処理量及び将来推計ごみ量を基に最終調整します。

| | |
|-----------------------|-------------|
| 減量目標達成時（平成40年度）の焼却処理量 | 37,893.96 t |
| 災害ごみ・その他 | 4,000.00 t |
| （合計） | 41,893.96 t |

②リサイクルセンター

減量目標達成時（平成40年度）における下記処理対象ごみ量を安全かつ完全に処理できる施設規模とします。ただし、施設整備時の直近の実績処理量及び将来推計ごみ量を基に最終調整します。

| | |
|--------------------------|------------|
| 減量目標達成時（平成40年度）の破碎・選別処理量 | 3,389.07 t |
|--------------------------|------------|

(3) 施設概要

①ごみ焼却施設

可燃ごみの受け入れ設備、燃焼設備、排ガス処理設備、熱回収設備、排水処理設備、灰出し設備、発電設備、計装設備、通風設備運転制御室等

②リサイクルセンター

不燃ごみや粗大ごみの受け入れ設備、破碎・選別処理、貯留設備、運転制御室等

③管理プラザ

管理及び環境に関する学習や啓発を行うプラザ

※地域活性化へ寄与する地域振興については、建設候補地の決定後に周辺住民の皆さまと協議してまいります。

4) 募集要項

(1) 応募条件

土地所有者（個人及び法人等）または、町内会・自治会等の会長が応募できます。

- ①土地所有者が応募する場合、土地が属する町内会・自治会等の同意は必要ありません。
なお、土地所有者が複数の場合は、全員の連名により応募してください。
- ②町内会・自治会等の会長が応募する場合、土地所有者全員の同意が得られていることが条件となります。なお、土地が複数の町内会・自治会等にまたがる場合、該当する全ての町内会・自治会等の会長の連名により応募してください。

(2) 用地条件

印西市・白井市・栄町の区域内の土地で、以下の条件に適合していることとします。

- ①2.5ha(25,000㎡)程度の土地が確保できること。ただし、防災調整池が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性があります。また、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は、除外されます。
- ②洪水浸水地域（市町の洪水ハザードマップにおいて注意喚起がされている地域）に指定されている土地ではないこと。
(土地の一部が洪水浸水地域であっても、原則除外されます)
- ③県立印旛手賀自然公園に指定されている土地ではないこと。
(土地の一部が県立印旛手賀自然公園であっても、除外されます)
- ④活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地、アクセス道路（幅員7mを想定）の確保が困難な土地、敷地境界の確定が困難な土地、所有権以外の各種権利の解除が困難な土地など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地ではないこと。
※現在、印西市・白井市・栄町の区域内で活断層は確認されていません。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地ではないこと。

(3) 募集期間

平成26年1月6日～平成26年3月31日

(4) 応募書類

- ①応募申込書（応募の意志をお伝えいただいた時にお渡しします）
- ②候補地位置図

(5) 説明の実施

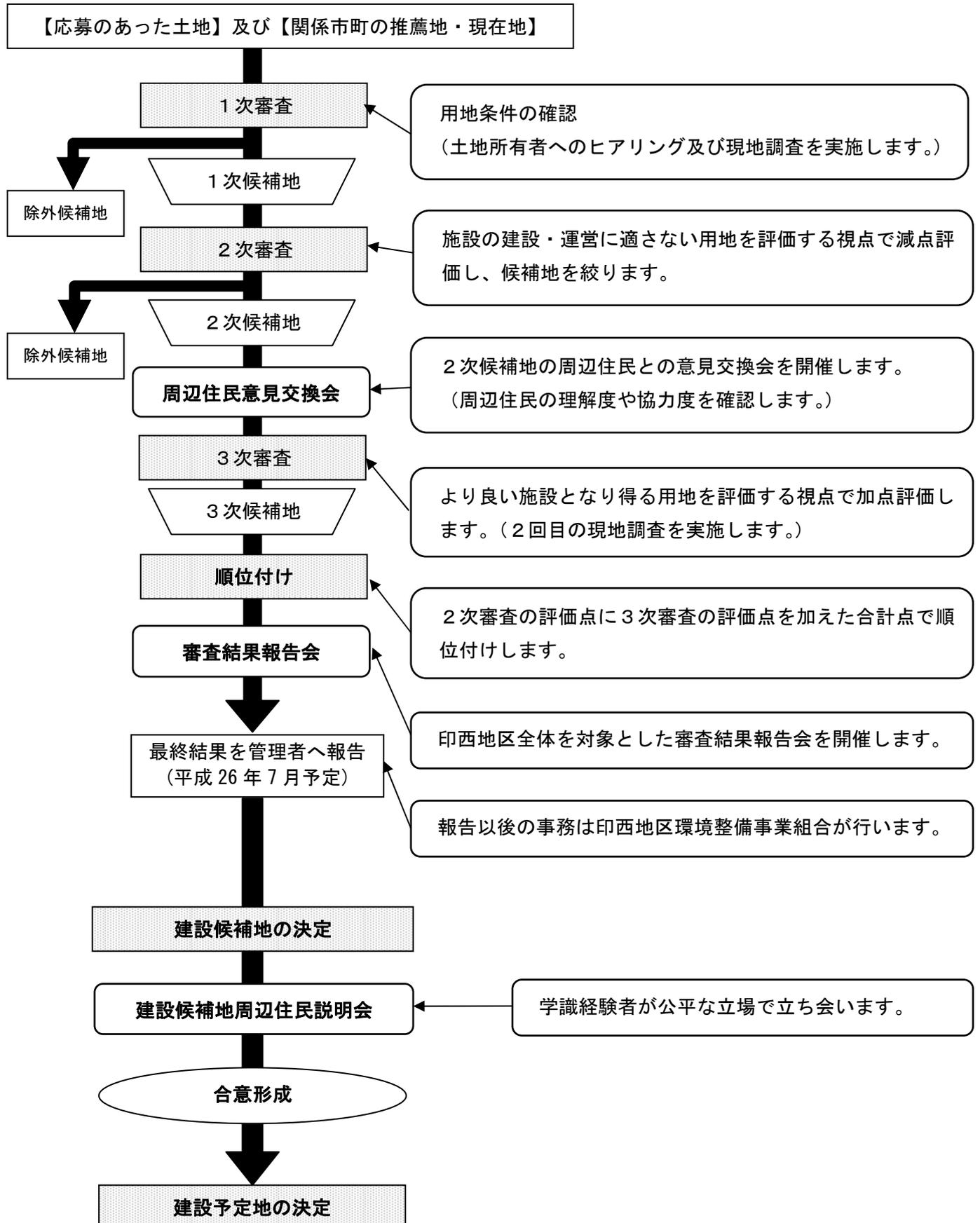
応募の検討にあたり、説明等の希望がありましたら、ご連絡をいただければ必要な対応をいたします。

(6) その他

- ①応募された方の住所・氏名等の個人情報は、用地検討委員会事務局が印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例（平成17年10月12日条例第5号）に基づき適切に取り扱います。
- ②候補地として比較評価するにあたり、必要に応じて現地の写真撮影、不動産鑑定及びボーリング調査等を行います。また、これらの調査結果は公表します。
- ③平成26年4月上旬に、応募された土地が属する町内会・自治会等の会長に、応募があったことをお知らせします。
- ④町内会・自治会等の同意書及び同意の状況を確認できる書類が添付されている場合、後述する3次審査で評価します。なお、当該書類は、応募後であっても3次審査の前であれば提出が可能です。
- ⑤地域活性化への寄与に関するご提案があれば、3次審査で評価します。なお、当該ご提案は、応募後であっても3次審査の前であれば提出が可能です。

5) 建設予定地決定までの流れ

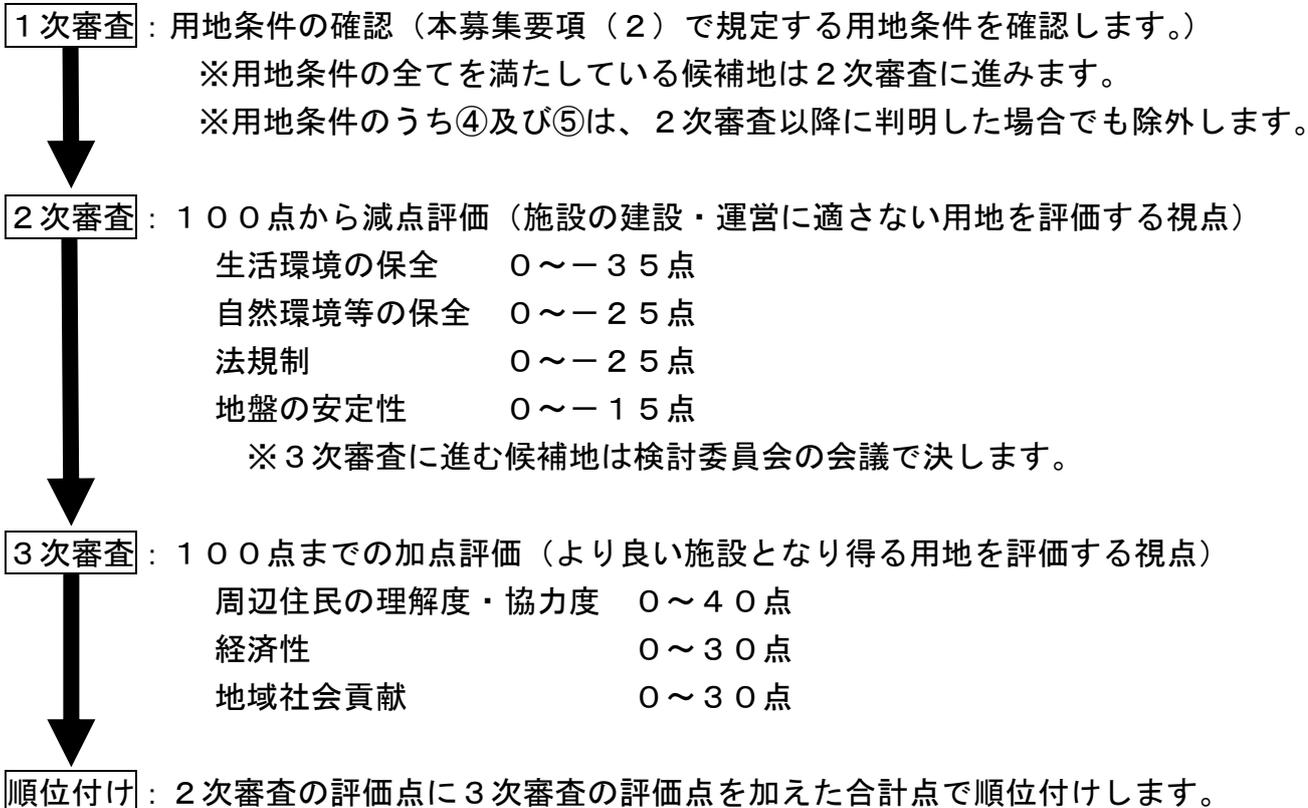
「応募のあった土地」に「関係市町の推薦地」と「現在地」を加えた全ての候補地を用地検討委員会の会議（原則として公開会議）で3段階審査し、比較評価・選定します。なお、候補地の場所は1次審査の段階で公表し、以後、各段階で審査結果を公表します。



6) 評価・選定基準の概要

評価・選定に用いる基準の概要は以下のとおりです。

なお、評価・選定に関する詳細事項は、末尾記載の組合ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。



7) 問い合わせ・提出先

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1
 印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター
 次期中間処理施設整備事業用地検討委員会事務局（技術班内）（平日9時～17時）
 電話：0476-46-2734
 F A X：0476-47-1765
 E-mail：youchi@inkan-jk.or.jp
 ホームページ <http://www.inkan-jk.or.jp>

候補地の比較評価項目・基準・配点

1次審査: 用地条件の確認 ※用地条件の全てを満たしている候補地は2次審査に進む。

| No. | 確認項目 | 条件 | 備考 | 補足資料 |
|-----|--------------|--|---|------|
| 1 | 面積要件 | 2.5ha(25,000㎡)程度とする。 ※防災調整池が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性もある。 | 必要かつ妥当な用地面積の確保。 ※面積を満たしていても、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は除外する。 | P15 |
| 2 | 洪水浸水地域 | 洪水によって浸水する地域を除外する。 | 浸水により、施設機能やアクセス道路の機能が失われることを避ける。 ※用地の一部が洪水浸水地域であっても、原則除外する。 | P16 |
| 3 | 自然公園法で規定する公園 | 自然公園法で規定する県立自然公園を含む用地を除外する。 | 自然環境保全のため、自然公園法で規定する県立自然公園を除外する。 ※用地の一部が県立自然公園であっても除外する。 ※印西地区で該当するのは、県立印旛手賀自然公園のみ。 | P18 |
| 4 | その他 | ①活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地、アクセス道路(幅員7mを想定)の確保が極めて困難な土地、敷地境界の確定が困難な土地、所有権以外の各種権利の解除が困難な土地など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地を除外する。 ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地であることが判明した場合は除外する。 | ①2次審査以降であっても、左記事項が判明した場合は除外する。 ②想定されるアクセス道路ルートを買収用地も候補地(比較評価対象地)の一部と位置付けて、2次審査以降に臨む。 | - |

2次審査: 100点からの減点評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点) ※3次審査に進む候補地は検討委員会の会議で決する。

| No. | 大項目 | 小項目 | 評価の考え方 | 評価基準 | | 補足資料 | | | | | | |
|-----|------|---------|--------------------|----------------------------|----------|---|-----|---|--|---|---|---|
| | | | | 減点 | 評価基準 | | | | | | | |
| 5 | -35点 | 生活環境の保全 | -30点 地域住民の日常生活への影響 | 地域住民の日常生活への影響が懸念される候補地を減点。 | 住宅 | 0点 300m以内に住宅がない。 -5点 100m以内に住宅がなく、100m超から300m以内に住宅がある。 -10点 100m以内に住宅がある。 | P19 | | | | | |
| | | | | | 学校等 | 0点 300m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもない。 -5点 100m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもなく、100m超から300m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。 -10点 100m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。 | | | | | | |
| | | | | | | 病院等 | | 0点 300m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもない。 -5点 100m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもなく、100m超から300m以内に「病院」又は「診療所」又は「特別養護老人ホーム」がある。 -10点 100m以内に「病院」又は「診療所」又は「特別養護老人ホーム」がある。 | | | | |
| | | | | | | | | 0点 300m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもない。 -5点 100m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもなく、100m超から300m以内に「病院」又は「診療所」又は「特別養護老人ホーム」がある。 -10点 100m以内に「病院」又は「診療所」又は「特別養護老人ホーム」がある。 | | | | |
| | | | | | 0~ -5点 | | | 総合的な評価に当たって想定する着目点 歴史的文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響 | | | | |
| | | | | | 6 | -5点 | | 地域景観への影響 | 地域景観への影響が懸念される候補地を減点。(総合的な評価) | 0~ -5点 | 総合的な評価に当たって想定する着目点 歴史的文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響 | P20 |
| | | | | | 7 | -10点 | | 里地里山の保全 | 里地里山の保全への影響が懸念される候補地を減点。(総合的な評価) | 0~ -10点 | 総合的な評価に当たって想定する着目点 森林、草原、ため池、湧水、それらと混在する農地及び行政等による保全活動等の状況 | P21 |
| | | | | | 8 | -25点 | | 自然環境等の保全 | -5点 生物多様性の保全 | 貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い候補地を減点。 | 0点 候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が低い。 -5点 候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い。 | P23 |
| | | | | | | | | | | | 0~ -10点 | 収集運搬車による温室効果ガスの発生量が最多の候補地を「-10点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。-10点×(当該地における温室効果ガス発生量/最多の温室効果ガス発生量) ※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。 |
| 10 | -25点 | 法規制 | -20点 各種規制の状況 | 各種の規制を受ける候補地を減点。 | 航空規制 | 0点 高さ制限がない。または、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。 -3点 高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。 -5点 高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。 | P28 | | | | | |
| | | | | | 埋蔵文化財包蔵地 | 0点 候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。 -3点 候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。 -5点 候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。 | | | | | | |
| | | | | | | 農用地区域 | | 0点 候補地内に農用地区域がない。 -3点 候補地内の50%未満が農用地区域。 -5点 候補地内の50%以上が農用地区域。 | | | | |
| | | | | | | | | 生産緑地地区 | 0点 候補地内に生産緑地地区がない。 -3点 候補地内の50%未満が生産緑地地区。 -5点 候補地内の50%以上が生産緑地地区。 | | | |
| | | | | | 11 | -5点 | | | 用途地域の適合 | 都市計画法で規定する工業系及び市街化調整区域以外の用途地域を減点。 | 0点 準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域 -5点 第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 | P43 |
| | | | | | | | | | | | 0点 候補地内には液状化対象外である。 -5点 候補地内に液状化がしやすい土地がなく、ややしやすい土地がある。 -10点 候補地内に液状化がしやすい土地がある。 | P49 |
| | | | | | 12 | -15点 | | 地盤の安定性 | -10点 液状化予測地域 | 液状化が懸念される候補地を減点。 | 0点 候補地内には液状化対象外である。 -5点 候補地内に液状化がしやすい土地がなく、ややしやすい土地がある。 -10点 候補地内に液状化がしやすい土地がある。 | P49 |
| | | | | | 13 | -5点 | | 地形の状況 | 土砂災害が懸念される候補地を減点。 | 0点 候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がない。 -5点 候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がある。 | P53 | |

3次審査: 100点までの加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点) ※2次審査の評価点に3次審査の評価点を加えた合計点で順位付けを行う。

| No. | 大項目 | 小項目 | 評価の考え方 | 評価基準 | | 補足資料 | |
|-----|-----|--------------|---------------------|---|-------|--|-----|
| | | | | 加点 | 評価基準 | | |
| 14 | 40点 | 周辺住民の理解度・協力度 | 40点 周辺住民の理解度・協力度の状況 | 周辺住民の理解度・協力度が高い候補地が望ましい。(総合的な評価) | 0~40点 | 総合的な評価に当たって想定する着目点 周辺住民意見交換会などにより用地検討委員会が把握した次の状況 ①応募者及び町内会・自治会等が行った周辺住民意見の集約方法(アンケート実施及び会議開催等)、②周辺住民の中間処理施設に対する情報把握の正確さ、③周辺住民の中間処理施設に対する理解の深さ、④周辺住民の誘致意欲の高さ、⑤周辺住民の賛成の程度(反対者の割合、反対の理由及び反対の強さも確認)、⑥周辺住民と今後も継続協議が出来る状況が否か。また、その程度、⑦町内会・自治会等の同意書の有無等 | P60 |
| 15 | 30点 | 経済性 | 30点 概算事業費 | 用地取得費用、基盤整備費用及び30年間分の収集運搬費用から収益費用を差し引いた概算事業費が安価な候補地が望ましい。 | 0~30点 | 収益見込額を差し引いた概算事業費が最も安価な候補地を「30点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。 30点×最も安価な概算事業費/(当該地における概算事業費-収益見込額) ※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。 | P61 |
| 16 | 30点 | 地域社会貢献 | 30点 地域活性化への寄与 | 地域活性化への寄与が高い候補地が望ましい。(総合的な評価) | 0~30点 | 総合的な評価に当たって想定する着目点 ごみ焼却熱の利用形態、防災機能の効果、情報発信機能の効果及び地域産業への寄与としての優位性・将来性等 | P61 |

候補地の比較評価項目・基準・配点の補足資料

1 次審査

| | | |
|----------|--------------|----|
| 確認項目No.1 | 面積要件 | 15 |
| 確認項目No.2 | 洪水浸水地域 | 16 |
| 確認項目No.3 | 自然公園法で規定する公園 | 18 |

2 次審査

| | | |
|------------|---------------|----|
| 評価小項目No.5 | 地域住民の日常生活への影響 | 19 |
| 評価小項目No.6 | 地域景観への影響 | 20 |
| 評価小項目No.7 | 里地里山の保全 | 21 |
| 評価小項目No.8 | 生物多様性の保全 | 23 |
| 評価小項目No.9 | 地球温暖化防止 | 25 |
| 評価小項目No.10 | 各種規制の状況 | 28 |
| 評価小項目No.11 | 用途地域の適合 | 43 |
| 評価小項目No.12 | 液状化予測地域 | 49 |
| 評価小項目No.13 | 地形の状況 | 53 |

3 次審査

| | | |
|------------|--------------|----|
| 評価小項目No.14 | 周辺住民の理解度・協力度 | 60 |
| 評価小項目No.15 | 概算事業費 | 61 |
| 評価小項目No.16 | 地域活性化への寄与 | 61 |

1次審査 確認項目No.1 面積要件

| 確認項目 | 面積要件 |
|------|--|
| 条件 | 2.5ha（25,000㎡）程度とする。 （防災調整池が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性もあります。また、面積を満たしていても、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は除外します。） |

面積要件の2.5ha程度について

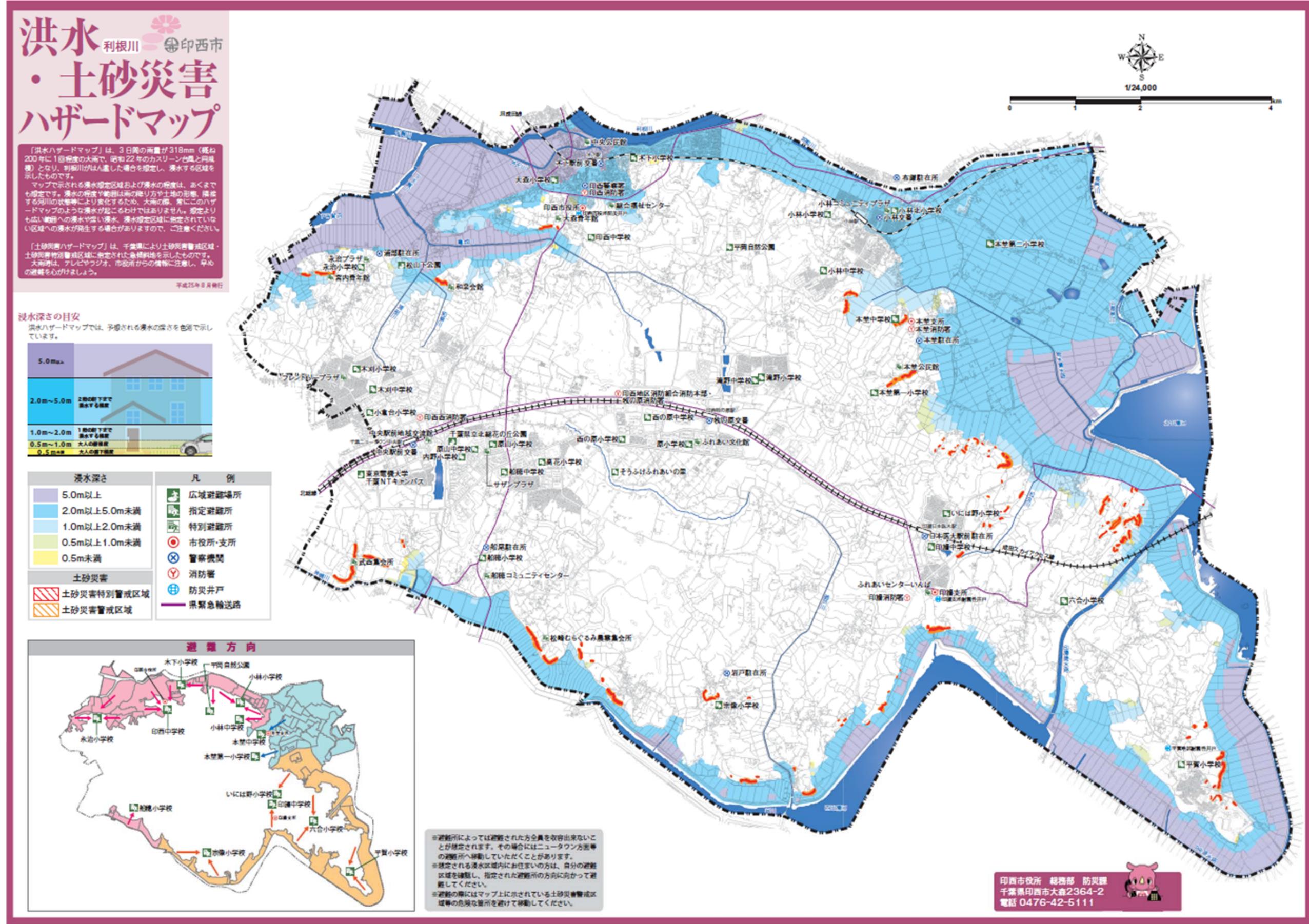
面積要件は、印西地区ごみ処理基本計画検討委員会より報告のあった「次期中間処理施設整備事業の基本方針の概略について」において、必要とする土地面積は建替え用地も含め、現在地と同じ2.5ha程度とされています。

ただし、候補地の土地利用や用途指定の状況により、防災調整池を設置する必要がある場合も想定されることから2.5ha以上の面積が必要となる可能性もあることを注記しています。

1 次審査 確認項目No.2 洪水浸水地域

| | |
|------|--|
| 確認項目 | 洪水浸水地域 |
| 条件 | 洪水によって浸水する地域を除外する。 (用地の一部が洪水浸水地域であっても、原則除外します。) |
| 評価方法 | 既存資料などの必要情報を地図に表示し、判断します。 |
| 解説 | 浸水により、施設機能やアクセス道路の機能が失われることを避けます。 |

基礎データ 参考例示：印西市 洪水・土砂災害ハザードマップ

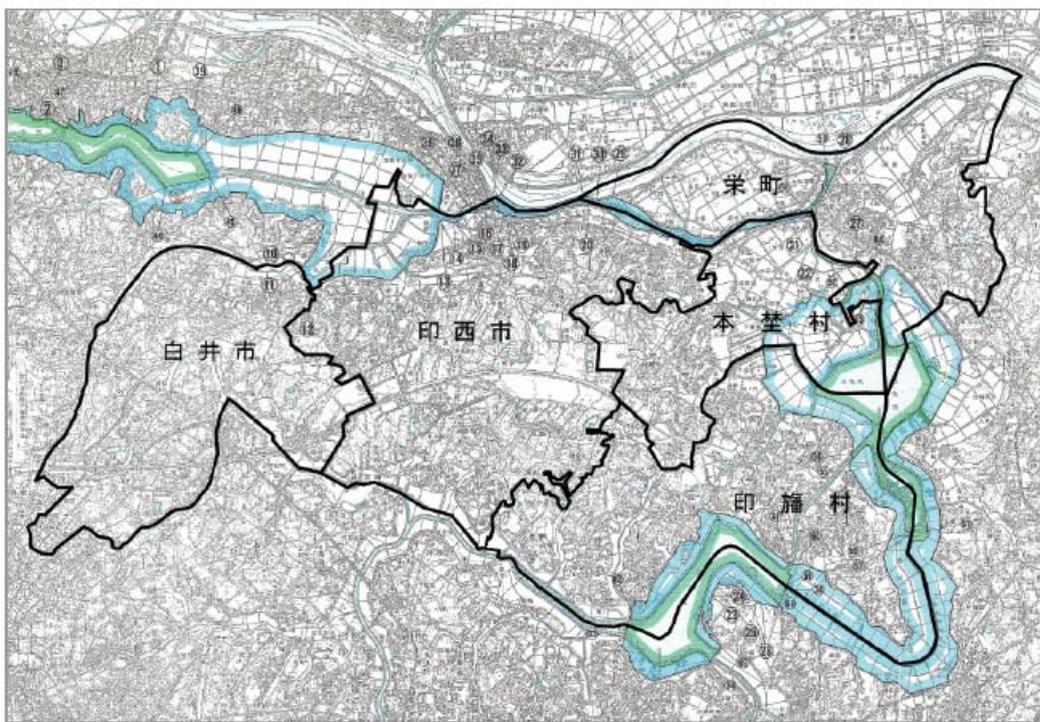


1 次審査 確認項目No.3 自然公園法で規定する公園

| | |
|------|--|
| 確認項目 | 自然公園法で規定する公園 |
| 条件 | 自然公園法で規定する県立自然公園を含む用地を除外する。 (用地の一部が県立自然公園であっても除外します。) |
| 評価方法 | 既存資料などの必要情報を地図に表示し、判断します。 |

基礎データ

※印西市、白井市、栄町で該当するのは、県立自然公園（県立印旛手賀自然公園）のみです。



| 保護計画凡例 | |
|---|---------|
|  | 第3種特別地域 |
|  | 普通地域 |
| 利用計画凡例 | |
|  | 展望施設 |
|  | 園地 |
|  | 車道 |
|  | 歩道 |

2次審査 評価小項目No.5 地域住民の日常生活への影響

| | | | |
|------|---|------|-----------------|
| 大項目 | 生活環境の保全 | 最大減点 | -35点 |
| 小項目 | 地域住民の日常生活への影響 | 最大減点 | -30点（下表最大減点の合計） |
| 評価方法 | 現地調査を実施し、候補地周辺の状況を確認します。 必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき評価します。 | | |

評価の考え方

候補地周辺における状況を施設の類似性から整理し、配分しました。

- ① 住宅
- ② 学校等：学校、保育所、図書館
- ③ 病院等：病院、診療所、特別養護老人ホーム

※学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校を示します。

※保育所とは、保育所、保育園を示します。

現地調査の結果、検討委員会が同等と認めた施設がある場合は、上記の分類に準じて評価します。

設定範囲の考え方

環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」では、騒音、振動の影響を100m程度としていることや、千葉県「廃棄物処理施設の立地に関する基準」（民間の施設を対象）では、学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からおおむね100m以内の土地は避けることが望ましいとしていることから、100mを評価基準として設定しました。また、計画標準案（建設省、昭和35年）では、付近300m以内に学校、病院、住宅群又は公園がないこととしていることから、300mも評価基準として設定しました。（距離計測の起点は、候補地の敷地境界とします。ただし、想定されるアクセス道路ルートを買収用地は対象外とします。）

住宅（最大減点 -10点）

| 減点 | 評価基準 |
|------|-----------------------------------|
| 0点 | 300m以内に住宅がない。 |
| -5点 | 100m以内に住宅がなく、100m超から300m以内に住宅がある。 |
| -10点 | 100m以内に住宅がある。 |

学校等（最大減点 -10点）

| 減点 | 評価基準 |
|------|---|
| 0点 | 300m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもない。 |
| -5点 | 100m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもなく、100m超から300m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。 |
| -10点 | 100m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。 |

病院等（最大減点 - 10点）

| 減点 | 評価基準 |
|------|---|
| 0点 | 300m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもない。 |
| -5点 | 100m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもなく、100m超から300m以内に「病院」又は、「診療所」又は、「特別養護老人ホーム」がある。 |
| -10点 | 100m以内に「病院」又は、「診療所」又は、「特別養護老人ホーム」がある。 |

2次審査 評価小項目No.6 地域景観への影響

| | | | |
|------|---|------|------|
| 大項目 | 生活環境の保全 | 最大減点 | -35点 |
| 小項目 | 地域景観への影響 | 最大減点 | -5点 |
| 評価方法 | 現地調査を実施し、候補地周辺の状況を確認します。 空中写真に必要情報を表示し、下表の評価基準に基づき総合的に評価します。 | | |

総合的な評価に当たって想定する着目点（最大減点 - 5点）

| 減点 | 評価基準 |
|-------|--------------------------------|
| 0～-5点 | 歴史的文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響 |

2次審査 評価小項目No.7 里地里山の保全

| | | | |
|------|---|------|------|
| 大項目 | 自然環境等の保全 | 最大減点 | -25点 |
| 小項目 | 里地里山の保全 | 最大減点 | -10点 |
| 評価方法 | 現地調査を実施し、候補地周辺の状況を確認します。 既存資料など必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき総合的に評価します。 | | |

総合的な評価に当たって想定する着目点（最大減点 -10点）

| 減点 | 評価基準 |
|--------|--|
| 0～-10点 | 森林、草原、ため池、湧水、それらと混在する農地及び行政等による保全活動等の状況 |
| 解説 | 里地里山とは、原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域を指します。 |

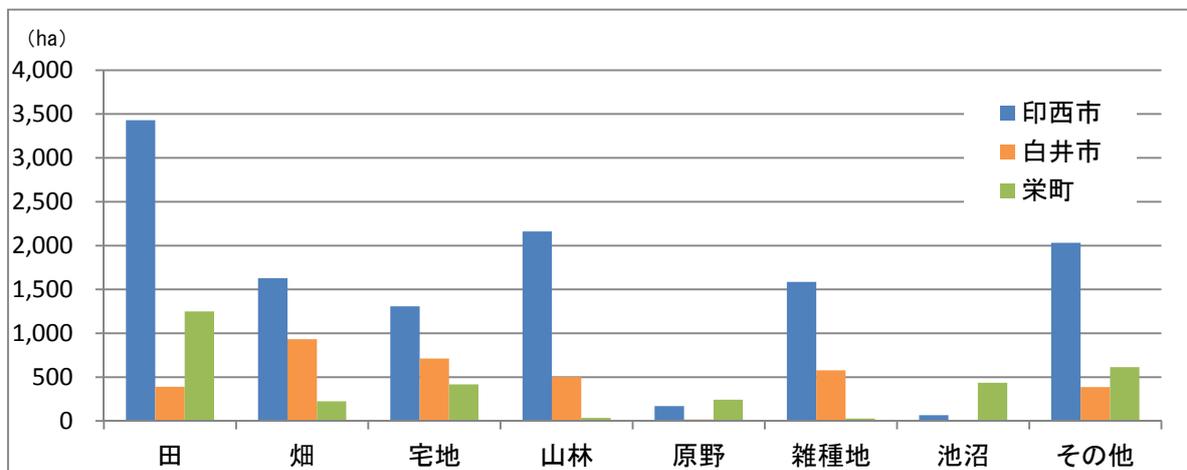
基礎データ

地目別土地利用の状況は以下のとおりです。なお、印西地区に保安林は存在しません。

単位：(ha)

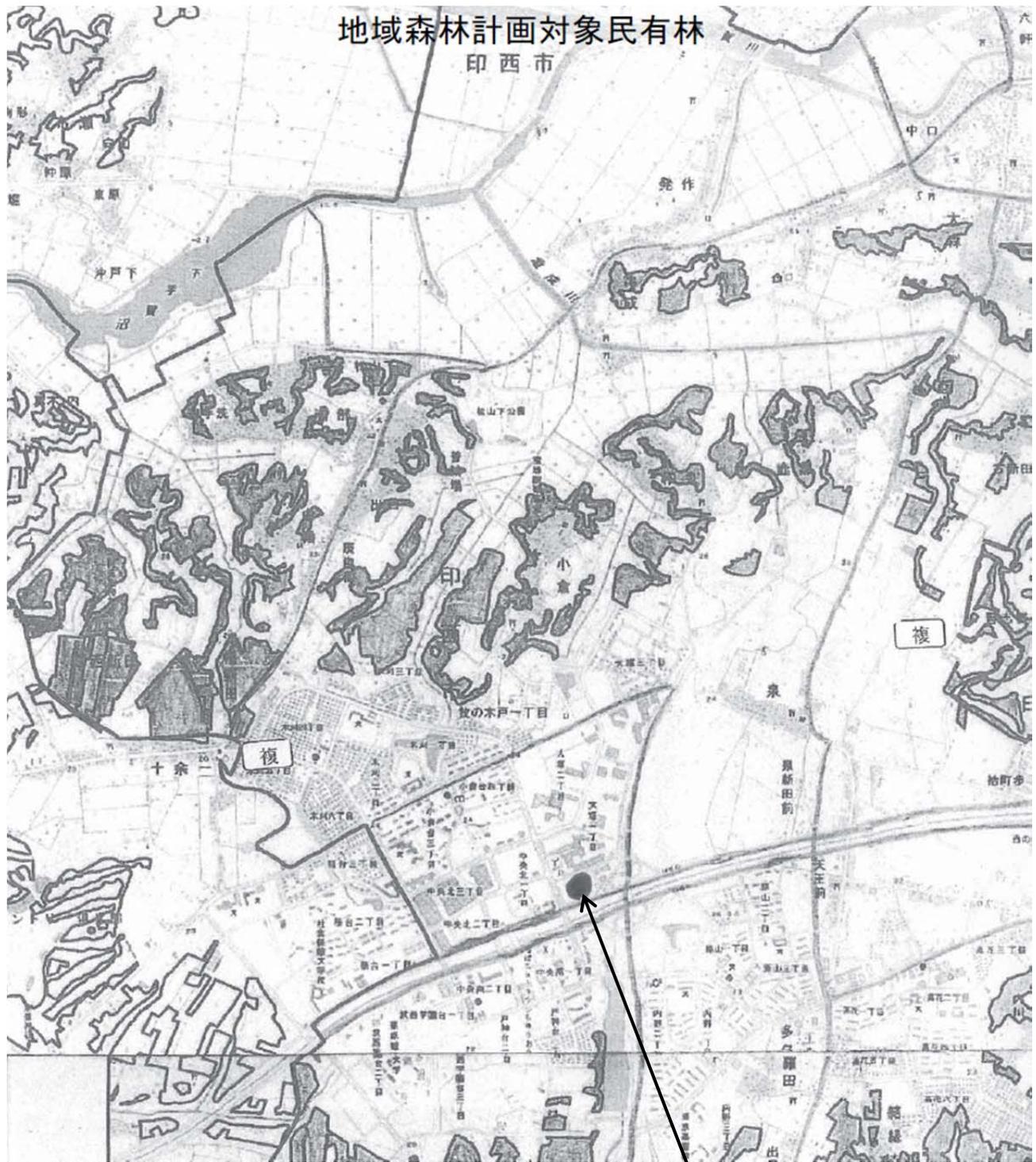
| 市町名 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 原野 | 雑種地 | 池沼 | その他 | 備考 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|---------------|
| 印西市 | 3,429 | 1,628 | 1,307 | 2,161 | 171 | 1,585 | 67 | 2,032 | その他 (牧場含む) |
| 白井市 | 389 | 933 | 713 | 501 | 17 | 577 | - | 387 | - |
| 栄町 | 1,249 | 225 | 417 | 36 | 242 | 28 | 435 | 614 | - |

備考：印西市、白井市は平成24年データ、栄町は平成23年データにより作成



地目別土地利用の状況

参考例示（印西市の一部）



現印西クリーンセンター

凡 例

■ : 地域森林計画対象民有林

2次審査 評価小項目No.8 生物多様性の保全

| | | | |
|------|---|------|-------|
| 大項目 | 自然環境等の保全 | 最大減点 | - 25点 |
| 小項目 | 生物多様性の保全 | 最大減点 | - 5点 |
| 評価方法 | 現地調査を実施し、候補地及び周辺の状況を確認します。 既存資料など必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき評価します。 | | |

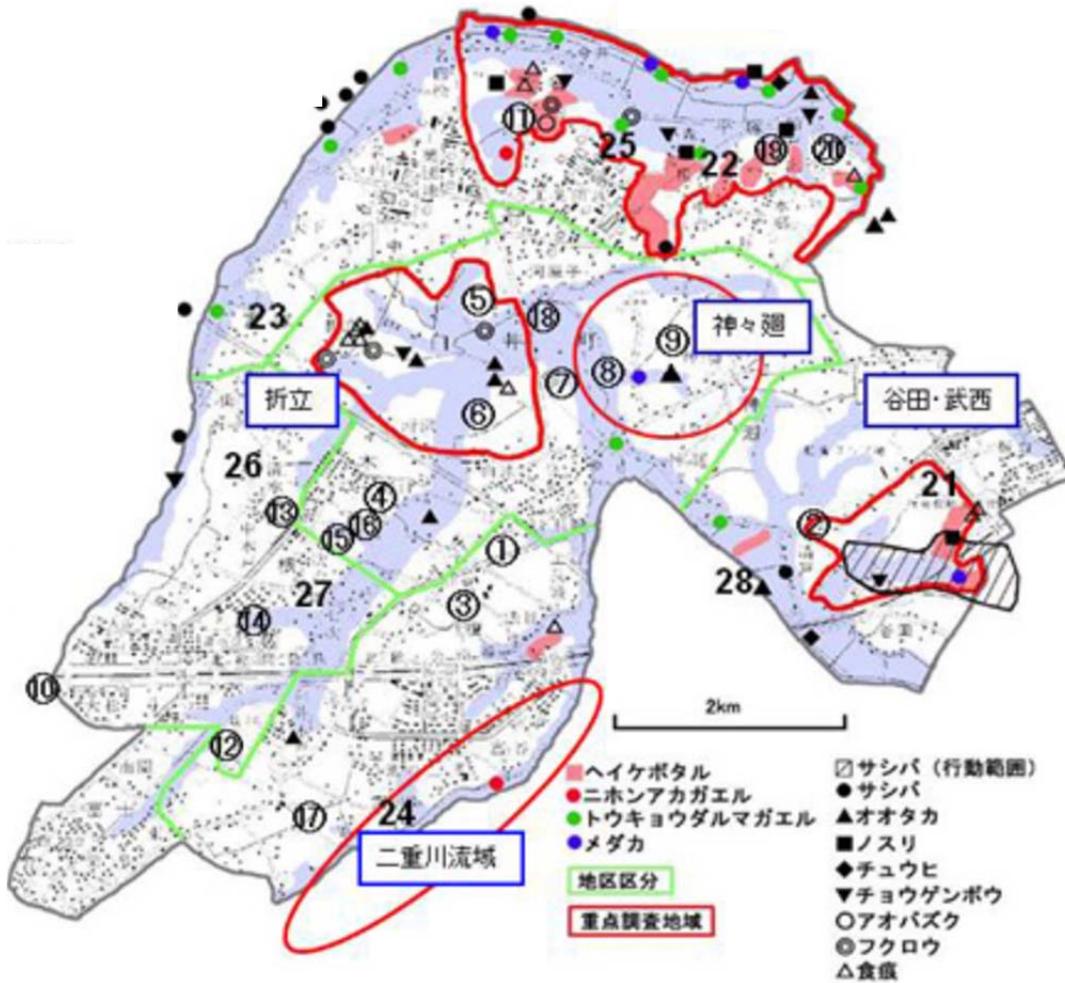
生物多様性の保全（最大減点 - 5点）

| 減点 | 評価基準 |
|------|--|
| 0点 | 候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が低い。 |
| - 5点 | 候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い。 |
| 解説 | 貴重種とは、一般には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種を指します。 猛禽類は食物連鎖（生態系）の頂点に位置する生き物で、猛禽類が存在することは生態系の多様性が保全されていることを示します。高利用域とは、猛禽類が高頻度で利用する範囲を指します。 |

基礎データ

猛禽類の営巣等については、現地調査及び既存文献等で把握します。

参考例示：白井市生物多様性調査



2次審査 評価小項目No.9 地球温暖化防止

| | | | |
|------|---|------|------|
| 大項目 | 自然環境等の保全 | 最大減点 | -25点 |
| 小項目 | 地球温暖化防止 | 最大減点 | -10点 |
| 評価方法 | <p>① 走行距離の算出 地区別人口から関係市町の人口重心を算出し、人口重心から候補地までの距離を測定します。</p> <p>② 車両台数の設定 印西地区ごみ処理基本計画検討委員会と整合を図りながら、ごみ処理の年間計画処理量を設定します。 この年間計画処理量を収集運搬車の1回あたり平均運搬量で割り、車両台数を設定します。</p> <p>③ 温室効果ガスの算出 走行距離×車両台数×排出係数×地球温暖化係数=温室効果ガス発生量を算出し、下表の評価基準に基づき評価します。</p> | | |

地球温暖化防止（最大減点 -10点）

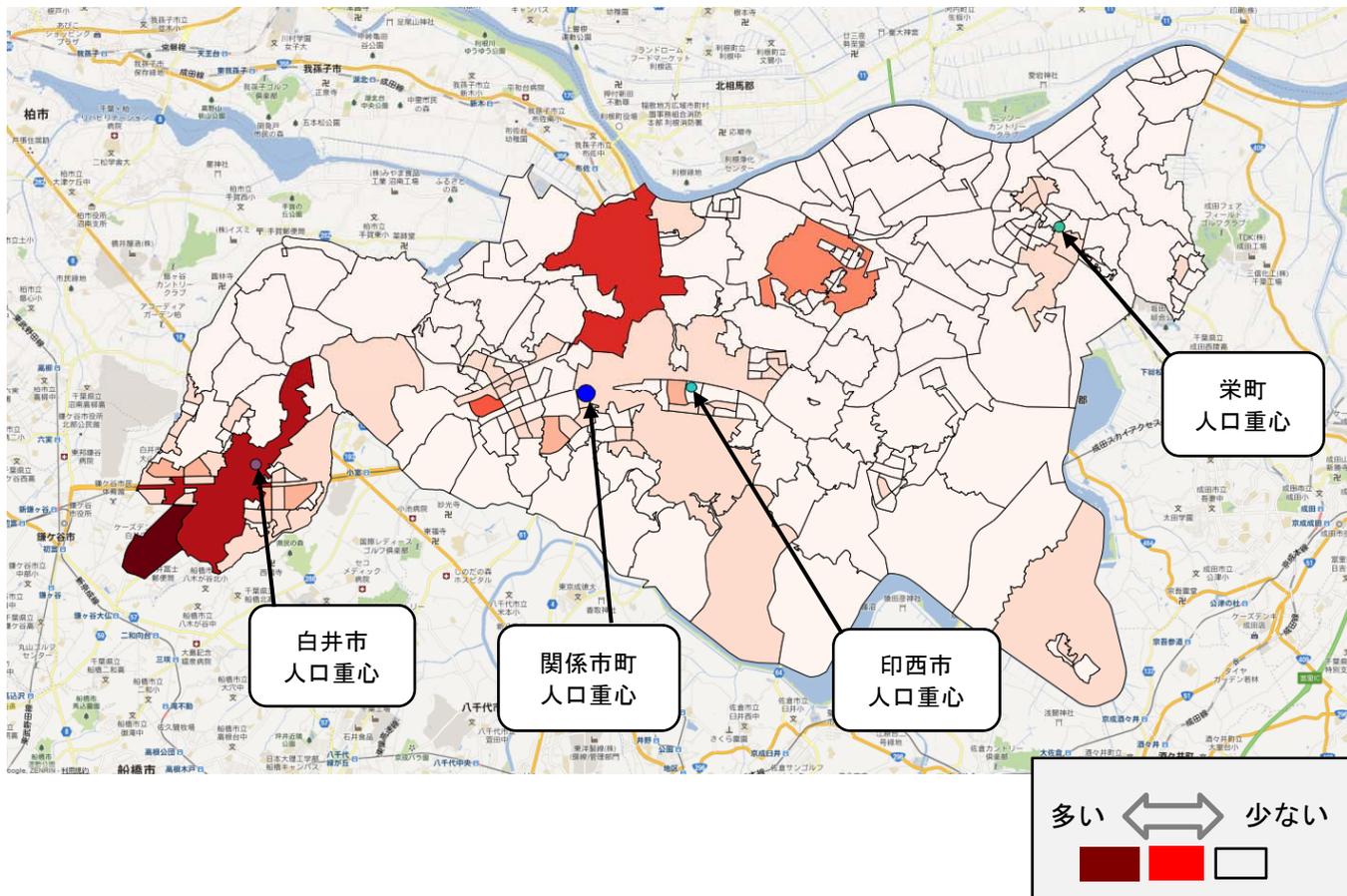
| 減点 | 評価基準 |
|--------|---|
| 0～-10点 | <p>収集運搬車による温室効果ガスの発生量が最多の候補地を「-10点」とし、他の候補地は点数を比例配分します。</p> <p>$-10点 \times (\text{当該地における温室効果ガス発生量} / \text{最多の温室効果ガス発生量})$</p> <p>※小数点以下第1位を四捨五入し整数とします。</p> |

基礎データ

① 走行距離の算出

関係市町の人口重心

平成 22 年国勢調査に基づく人口重心位置は以下に示すとおりです。
 関係市町の人口重心から候補地までの直線距離を算出します。



② 車両台数の設定

関係市町ごとに年間計画処理量を設定し、収集運搬車の 1 回あたり平均運搬量を想定して、車両台数をそれぞれ算出します。

算出例) $52,928 \text{ トン/年} \div 1.6 \text{ トン} (2 \text{ トン車} \times 80\%) = 33,080 \text{ 台/年}$

※平成 25 年度印西地区ごみ処理実施計画

③ 温室効果ガス算出方法

温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号)に定められた算出方法に基づき算出します。

温室効果ガスを排出する活動は、自動車の走行に伴う燃料の使用が該当します。

自動車の走行に伴って発生する温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄) 及び一酸化二窒素 (N₂O) が発生しますが、地球温暖化係数 (CO₂ を 1 とした場合の係数) を用いて二酸化炭素 (CO₂) に換算します。

算定式は以下のとおりです。

$$\text{温室効果ガス量} = \text{走行量} \times \text{車両台数} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

温室効果ガスの種類の種類と地球温暖化係数

| 温室効果ガスの種類 | 地球温暖化係数 |
|---------------------------|---------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 1 |
| メタン (CH ₄) | 21 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 310 |

二酸化炭素の排出係数

| 平均走行速度 | 温室効果ガス | 車種区分 | 排出係数 | 地球温暖化係数 |
|---------|--------|------|-------------------------------|---------|
| 20 km/h | 二酸化炭素 | 大型車類 | 1.1324 kg-CO ₂ /km | 1 |

燃料の種類と排出係数

| 燃料の種類 | 温室効果ガス | 車種区分 | 排出係数 | 地球温暖化係数 |
|-------|--------|-------|---------------------------------|---------|
| 軽油 | メタン | 普通貨物車 | 0.000015 kg-CH ₄ /km | 21 |
| | 一酸化二窒素 | | 0.000014 kg-N ₂ O/km | 310 |
| ガソリン | メタン | 普通貨物車 | 0.000035 kg-CH ₄ /km | 21 |
| | 一酸化二窒素 | | 0.000039 kg-N ₂ O/km | 310 |

算出例)

走行距離 10km、車両台数約 33,000 台/年、燃料の種類は軽油で設定

温室効果ガス量(二酸化炭素)

$$= 10\text{km} \times 33,000 \text{ 台/年} \times 1.1324 \times 1 = 373,692.00\text{kg-CO}_2$$

温室効果ガス量(メタン)

$$= 10\text{km} \times 33,000 \text{ 台/年} \times 0.000015 \times 21 = 103.95\text{kg-CO}_2$$

温室効果ガス量 (一酸化二窒素)

$$= 10\text{km} \times 33,000 \text{ 台/年} \times 0.000014 \times 310 = 1,432.20\text{kg-CO}_2$$

総温室効果ガス量

$$= 373,692.00\text{kg-CO}_2 + 103.95\text{kg-CO}_2 + 1,432.20\text{kg-CO}_2 = 375,228.15\text{kg-CO}_2$$

2次審査 評価小項目No.10 各種規制の状況

| | | | |
|------|-------------------------------|------|---------------|
| 大項目 | 法規制 | 最大減点 | -25点 |
| 小項目 | 各種規制の状況 | 最大減点 | -20点（下表減点の合計） |
| 評価方法 | 必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき評価します。 | | |

航空規制（最大減点 -5点）

| 減点 | 評価基準 |
|-----|---|
| 0点 | 高さ制限がない。 または、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。 |
| -3点 | 高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。 |
| -5点 | 高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。 |
| 解説 | 飛行場周辺は、航空機の安全な離着陸を確保するために、その支障となるような障害物がないような状態にしておく必要があります。 このため、航空法は、飛行場周辺の一定の地域内では、飛行場からの距離に応じて建築物についての高さの制限を定めています。（航空法第49条） |
| 備考 | 成田空港・下総航空基地が対象となります。 100m：清掃工場の煙突として一般的に高いと考えられる高さ。 60m：現施設の煙突（59m）と同等の高さ。 |

埋蔵文化財包蔵地（最大減点 -5点）

| 減点 | 評価基準 |
|-----|--|
| 0点 | 候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。 |
| -3点 | 候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。 |
| -5点 | 候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。 |
| 解説 | 埋蔵文化財包蔵地は、石器・土器などの遺物の出土、貝塚・古墳・住居跡などの遺跡が土中に埋もれている土地であることが認識されている土地です。 |
| 備考 | 埋蔵文化財包蔵地であっても、既に調査が完了または造成工事等が伴わない用地部は、調査対象となりません。 |

農用地区域（最大減点 － 5点）

| 減点 | 評価基準 |
|------|---|
| 0点 | 候補地内に農用地区域がない。 |
| － 3点 | 候補地内の50%未満が農用地区域。 |
| － 5点 | 候補地内の50%以上が農用地区域。 |
| 解説 | 農用地区域とは、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。 |

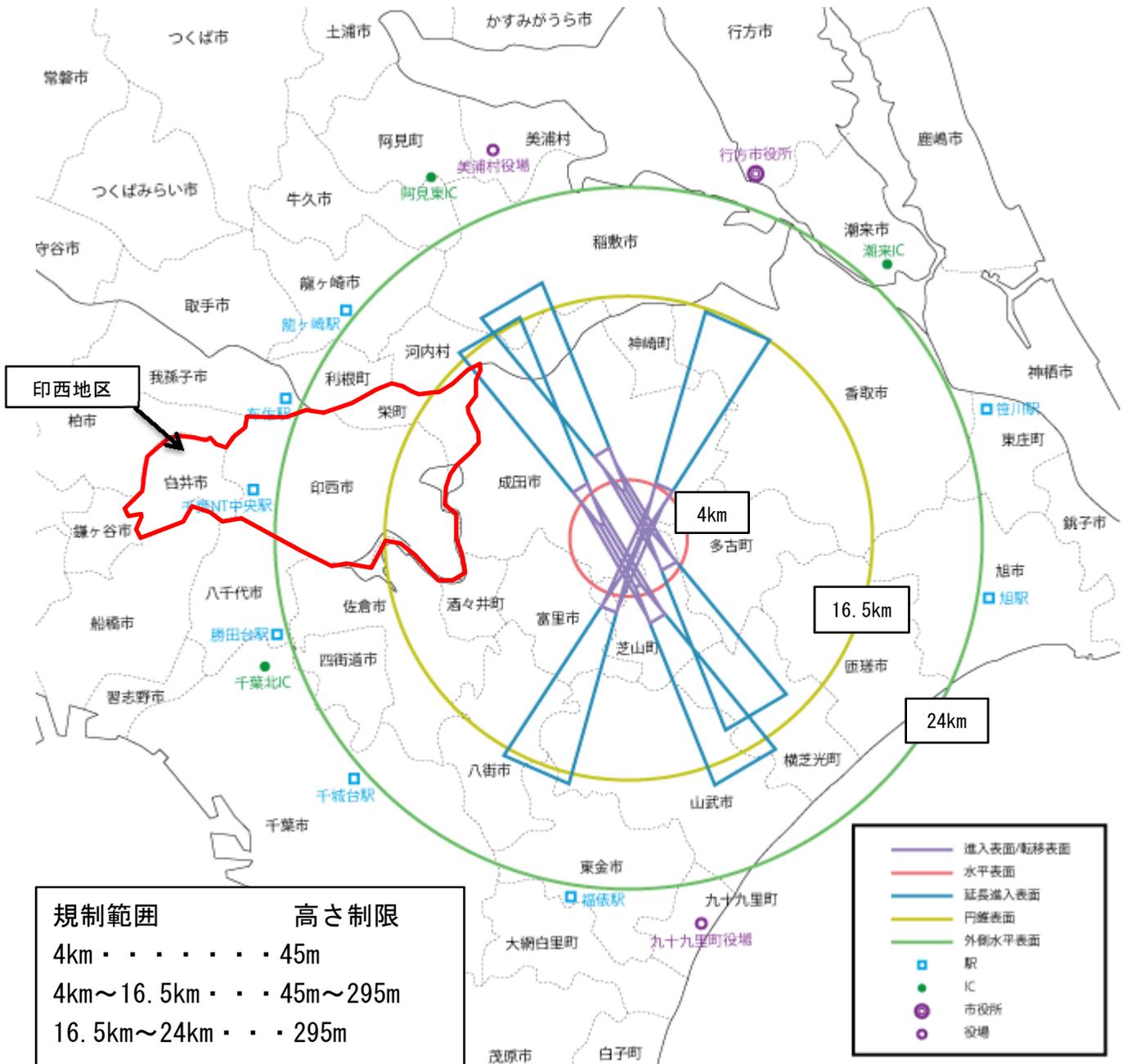
生産緑地地区（最大減点 － 5点）

| 減点 | 評価基準 |
|------|--|
| 0点 | 候補地内に生産緑地地区がない。 |
| － 3点 | 候補地内の50%未満が生産緑地地区。 |
| － 5点 | 候補地内の50%以上が生産緑地地区。 |
| 解説 | 生産緑地地区制度では、市街化区域内において緑地機能及び公共施設用地としての多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資する目的で市町村長が生産緑地地区を指定します。 |

基礎データ

航空規制 成田空港

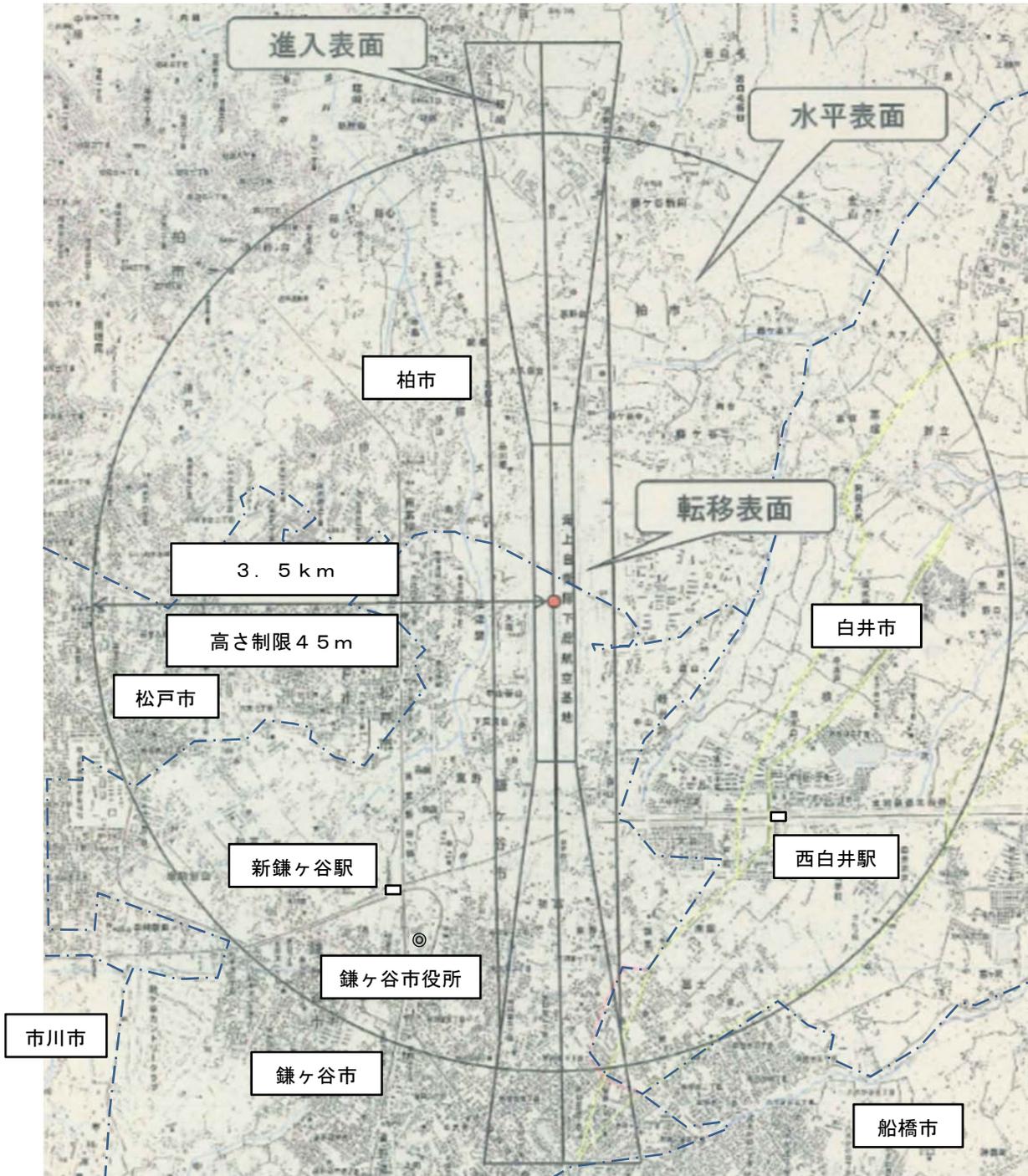
成田空港の着陸帯から半径4kmの範囲は45mの高さ制限が生じます。また、半径4km～16.5kmの範囲における高さ制限は45m～295mと幅があり、着陸帯からの距離や運航路等によって変化することから2次審査の段階で候補地を地図に表示し、高さ制限について関係機関に照会します。



(標点位置) ※日本測地系 北緯 35 度 45 分 50 秒 東経 140 度 23 分 28 秒 (標高) 41m

下総航空基地（海上自衛隊）

下総航空基地は、海上自衛隊の航空基地です。下総航空基地の着陸帯から半径3.5 kmの範囲は45 mの高さ制限が生じます。また、半径3.5 kmを超える範囲においても高さ制限（着陸帯からの距離や運航路等によって変化する）があることから、2次審査の段階で候補地を地図に表示し、高さ制限について関係機関に照会します。

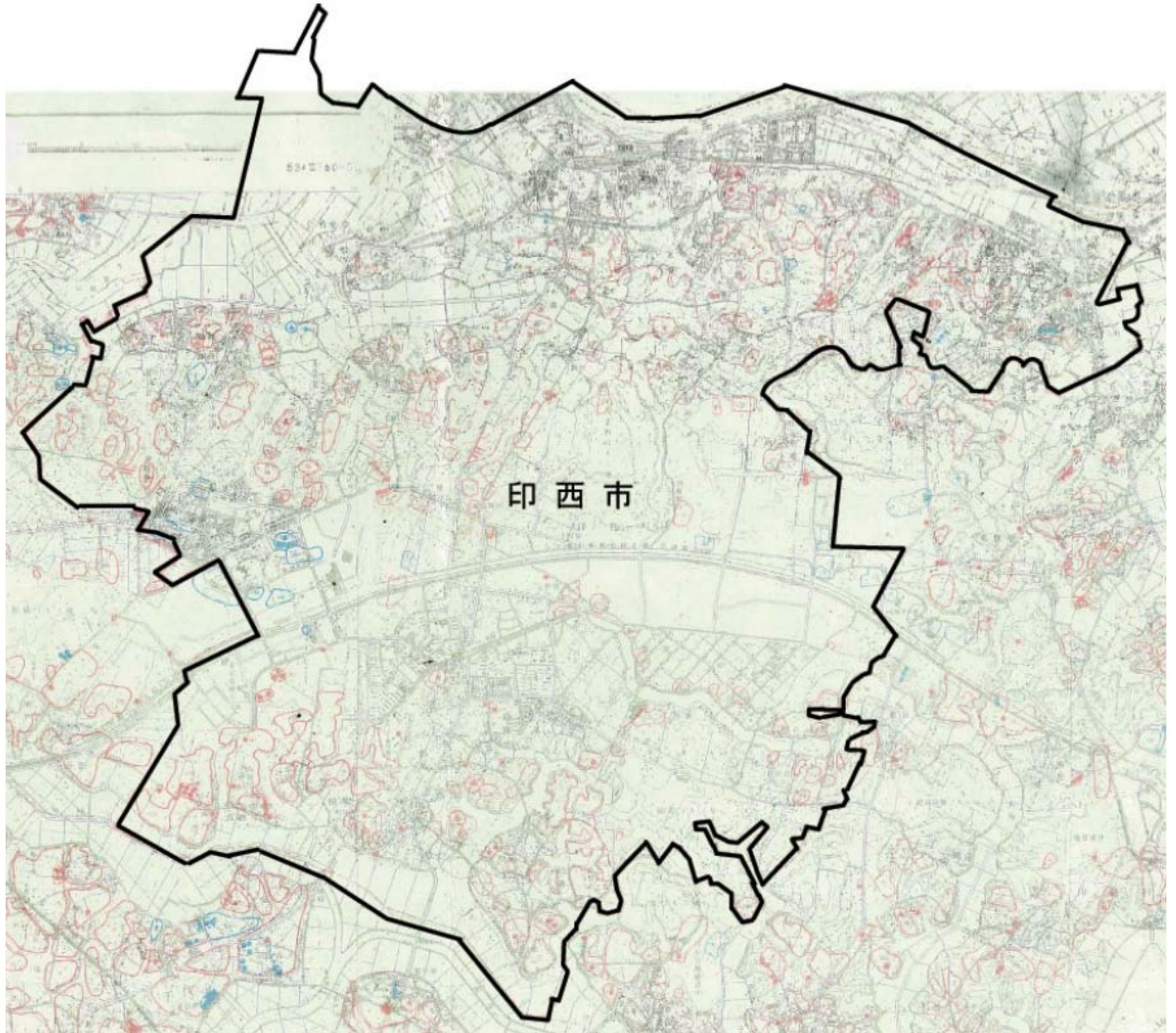


制限表面概略図

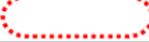
埋蔵文化財包蔵地
印西市（合併前）

| 埋蔵文化財包蔵地の記号 | |
|-------------------------|--|
| 集落跡・包蔵地 |  |
| 貝 塚 |  |
| 古 墳 ・ 塚 |  円墳  前方後円墳 |
| |  方墳  前方後方墳 |
| 横 七 |  |
| 寺院跡 |  |
| 官 衙 跡 |  |
| 城 館 跡 |  |
| 窯 跡 |  |
| 窯 跡 群 |  |
| 生 産 跡 (製鉄跡・鑄鋼跡・玉作ほか) |  |
| 丸木船出土地点 |  |
| 馬 土 手 |  |

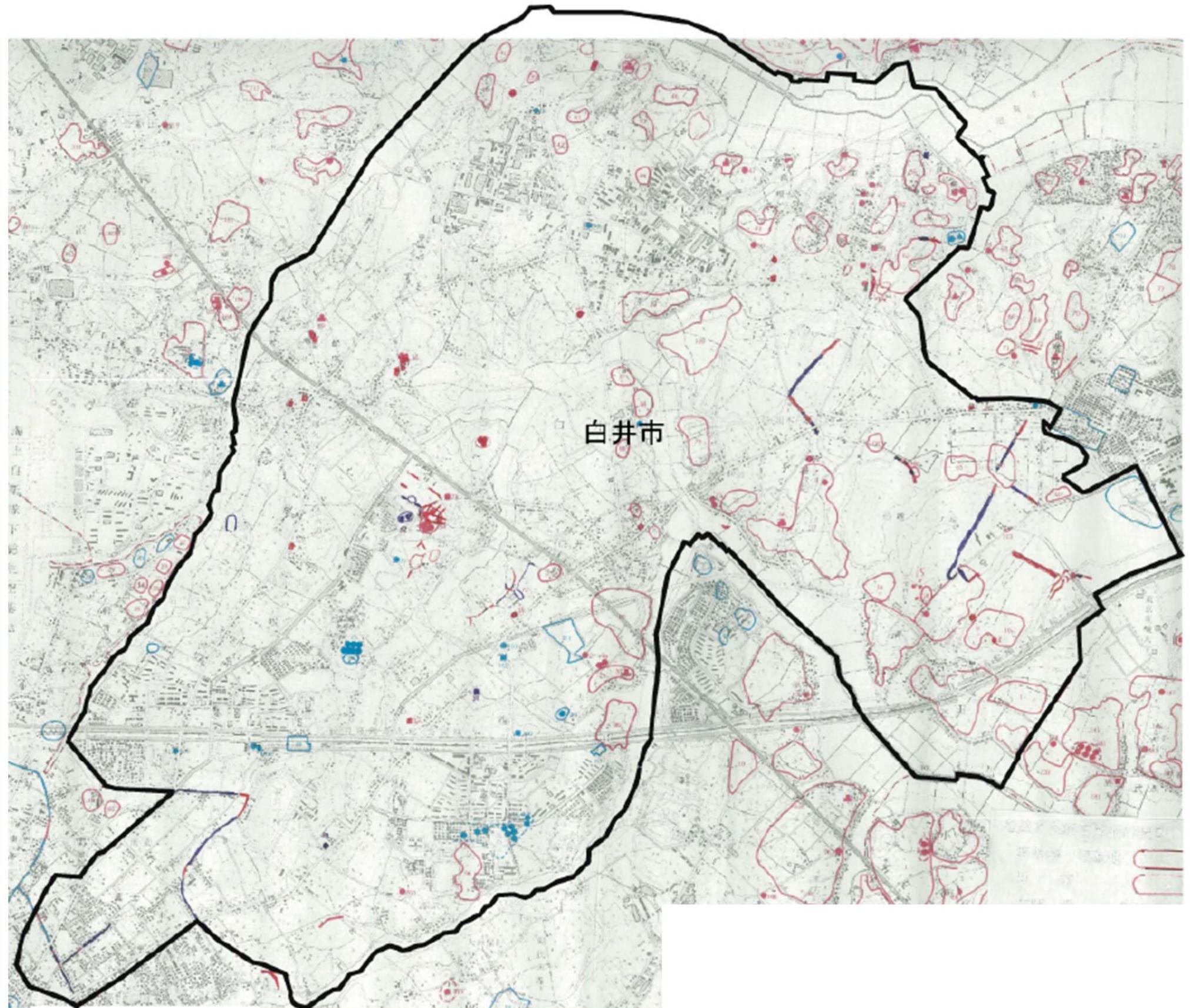
※ 青＝消滅した埋蔵文化財包蔵地



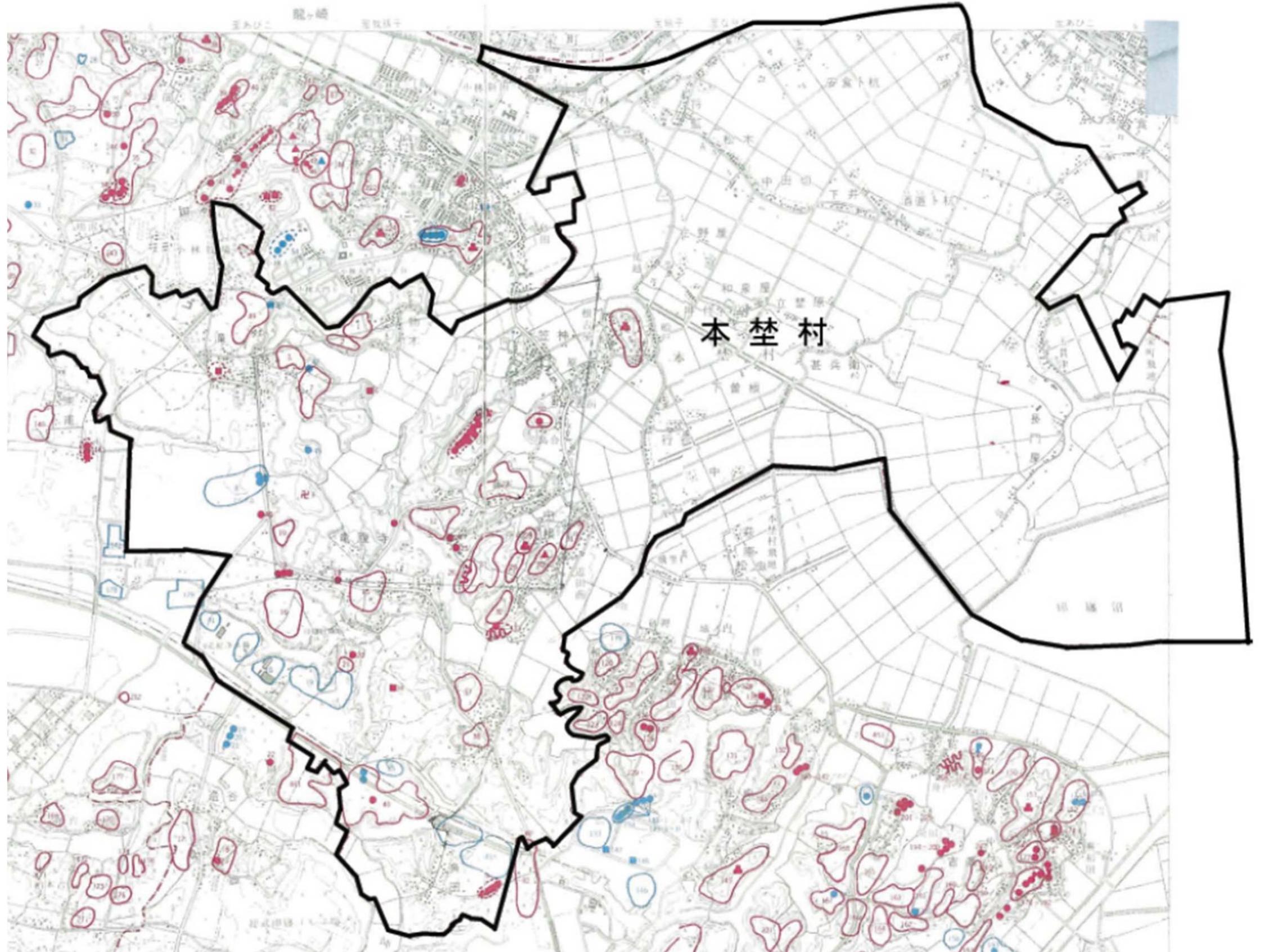
白井市

| 埋蔵文化財包蔵地の記号 | |
|-------------------------|--|
| 集落跡・包蔵地 |  |
| 貝 塚 |  |
| 古 墳 ・ 塚 |  円墳  前方後円墳 |
| |  方墳  前方後方墳 |
| 横 七 |  |
| 寺 院 跡 |  |
| 官 衙 跡 |  |
| 城 館 跡 |  |
| 窯 跡 |  |
| 窯 跡 群 |  |
| 生 産 跡 (製鉄跡・鑄鋼跡・玉作ほか) |  |
| 丸木船出土地点 |  |
| 馬 土 手 |  |

※ 青 = 消滅した埋蔵文化財包蔵地



印西市（旧本埜村（合併前））



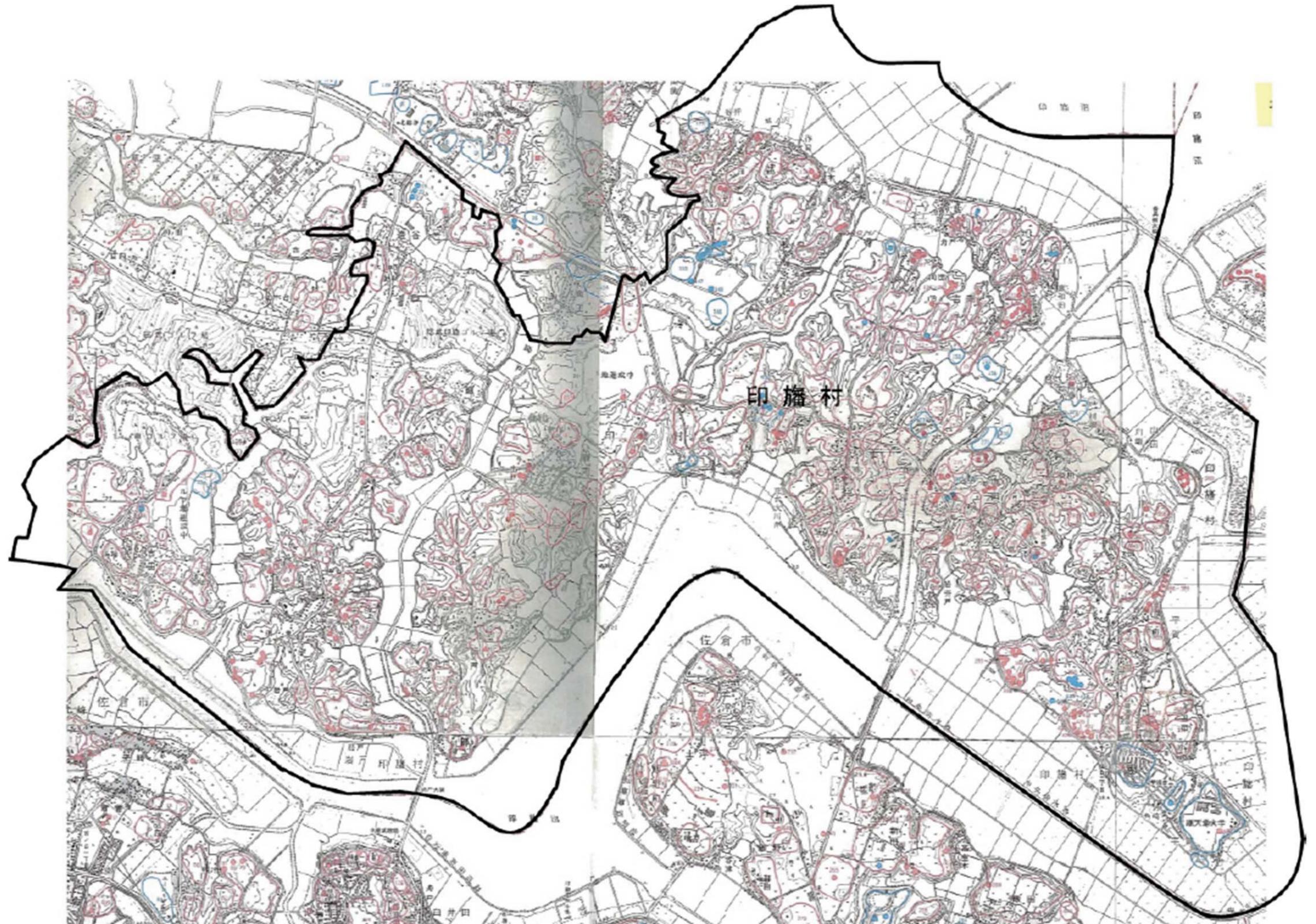
| 埋蔵文化財包蔵地の記号 | |
|-------------------------|-----------|
| 集落跡・包蔵地 | |
| 貝 塚 | |
| 古 墳 ・ 塚 | 円墳 前方後円墳 |
| | 方墳 前方後方墳 |
| 横 七 | |
| 寺 院 跡 | |
| 官 衙 跡 | |
| 城 館 跡 | |
| 窯 跡 | |
| 窯 跡 群 | |
| 生 産 跡 (製鉄跡・鑄鋼跡・玉作ほか) | |
| 丸木船出土地点 | |
| 馬 土 手 | |

※ 青 = 消滅した埋蔵文化財包蔵地

印西市（旧印旛村（合併前））

| 埋蔵文化財包蔵地の記号 | |
|-------------------------|--|
| 集落跡・包蔵地 |  |
| 貝 塚 |  |
| 古 墳 ・ 塚 |  円墳  前方後円墳 |
| |  方墳  前方後方墳 |
| 横 七 |  |
| 寺 院 跡 |  |
| 官 衙 跡 |  |
| 城 館 跡 |  |
| 窯 跡 |  |
| 窯 跡 群 |  |
| 生 産 跡 (製鉄跡・鑄鋼跡・玉作ほか) |  |
| 丸木船出土地点 |  |
| 馬 土 手 |  |

※ 青＝消滅した埋蔵文化財包蔵地

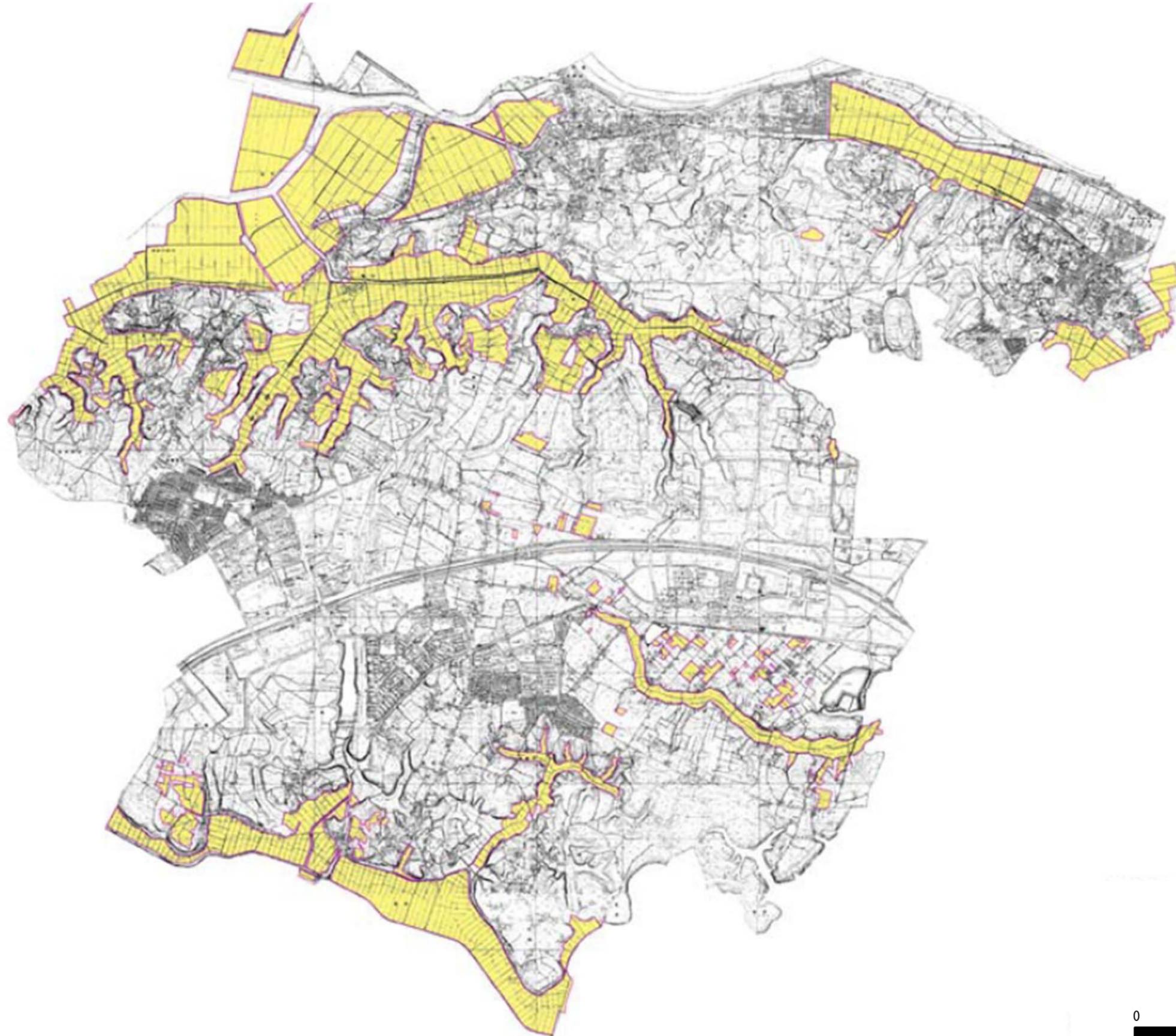


栄町

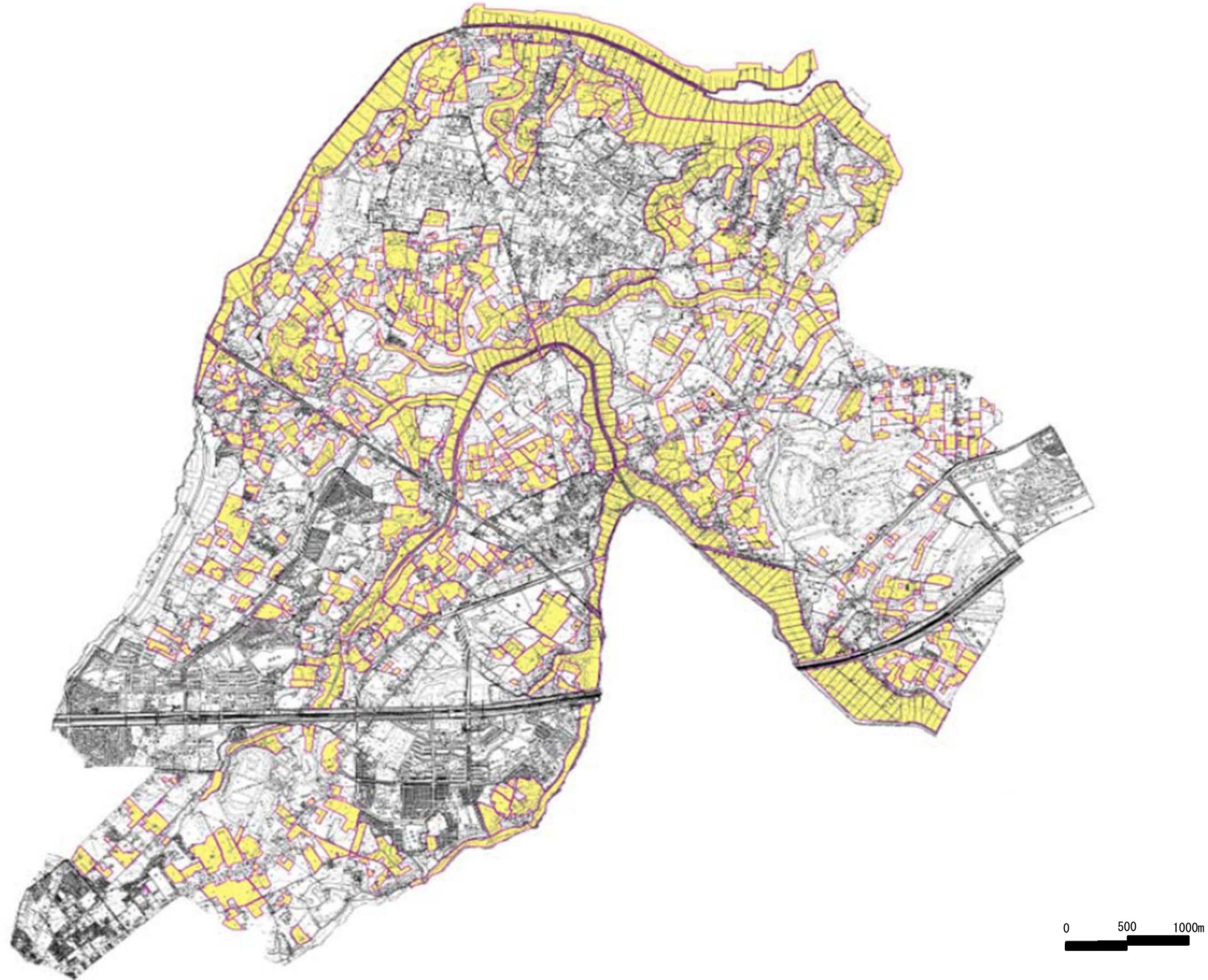
| 埋蔵文化財包蔵地の記号 | |
|-------------------------|--|
| 集落跡・包蔵地 |  |
| 貝 塚 |  |
| 古 墳 ・ 塚 |  円墳  前方後円墳 |
| |  方墳  前方後方墳 |
| 横 七 |  |
| 寺 院 跡 |  |
| 官 衙 跡 |  |
| 城 館 跡 |  |
| 窯 跡 |  |
| 窯 跡 群 |  |
| 生 産 跡 (製鉄跡・鑄鋼跡・玉作ほか) |  |
| 丸木船出土地点 |  |
| 馬 土 手 |  |



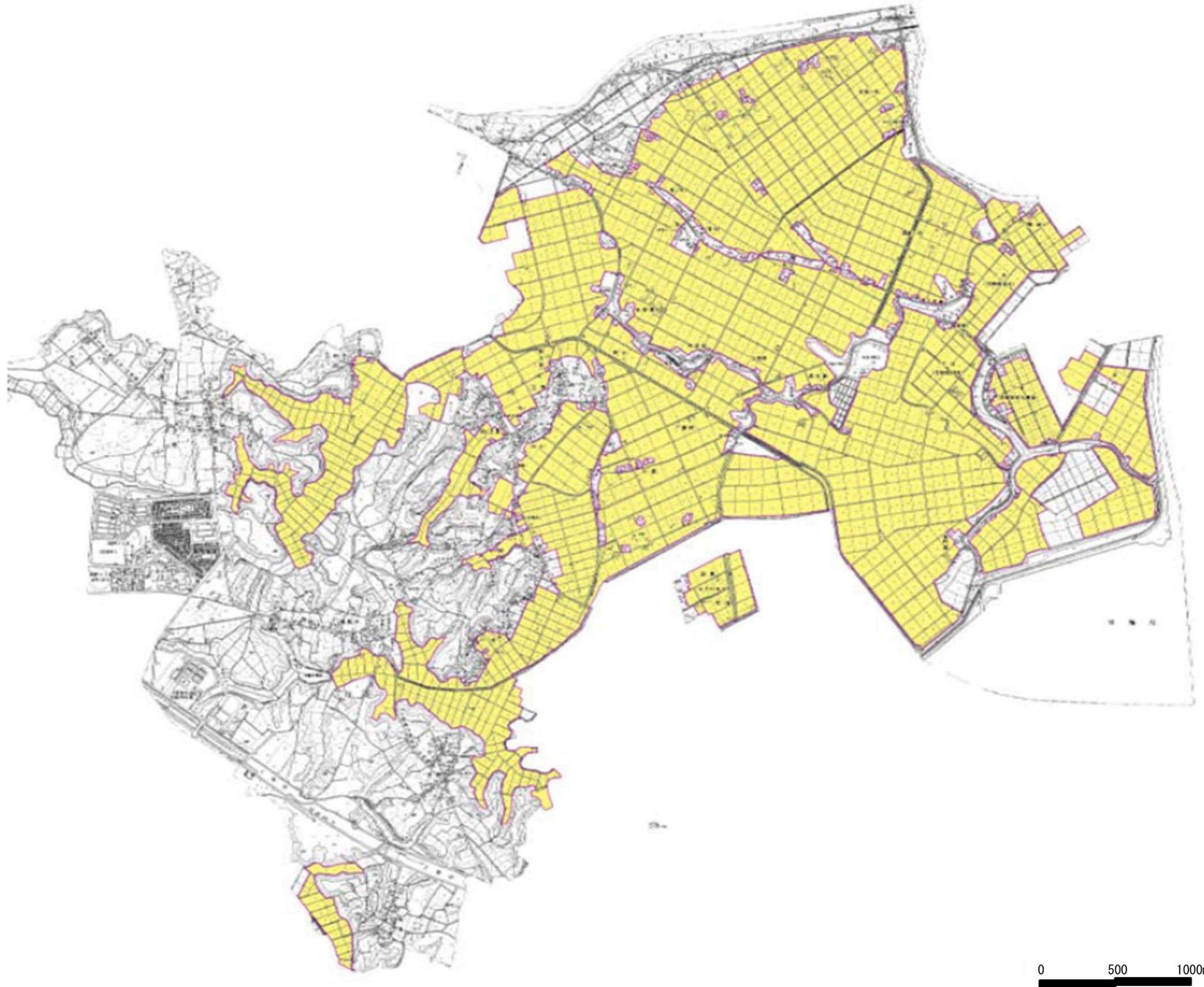
農用地区域
印西市（合併前）



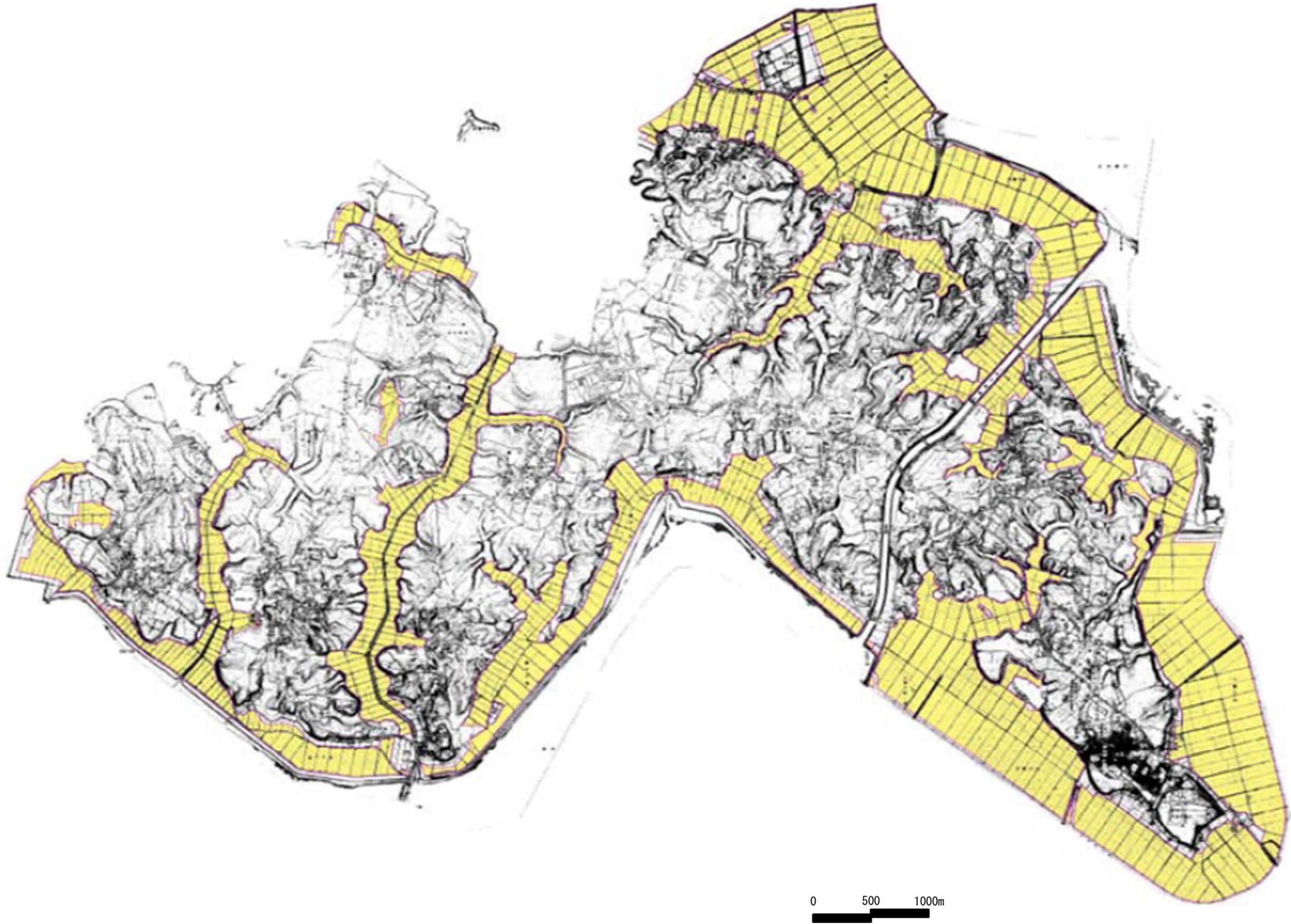
白井市



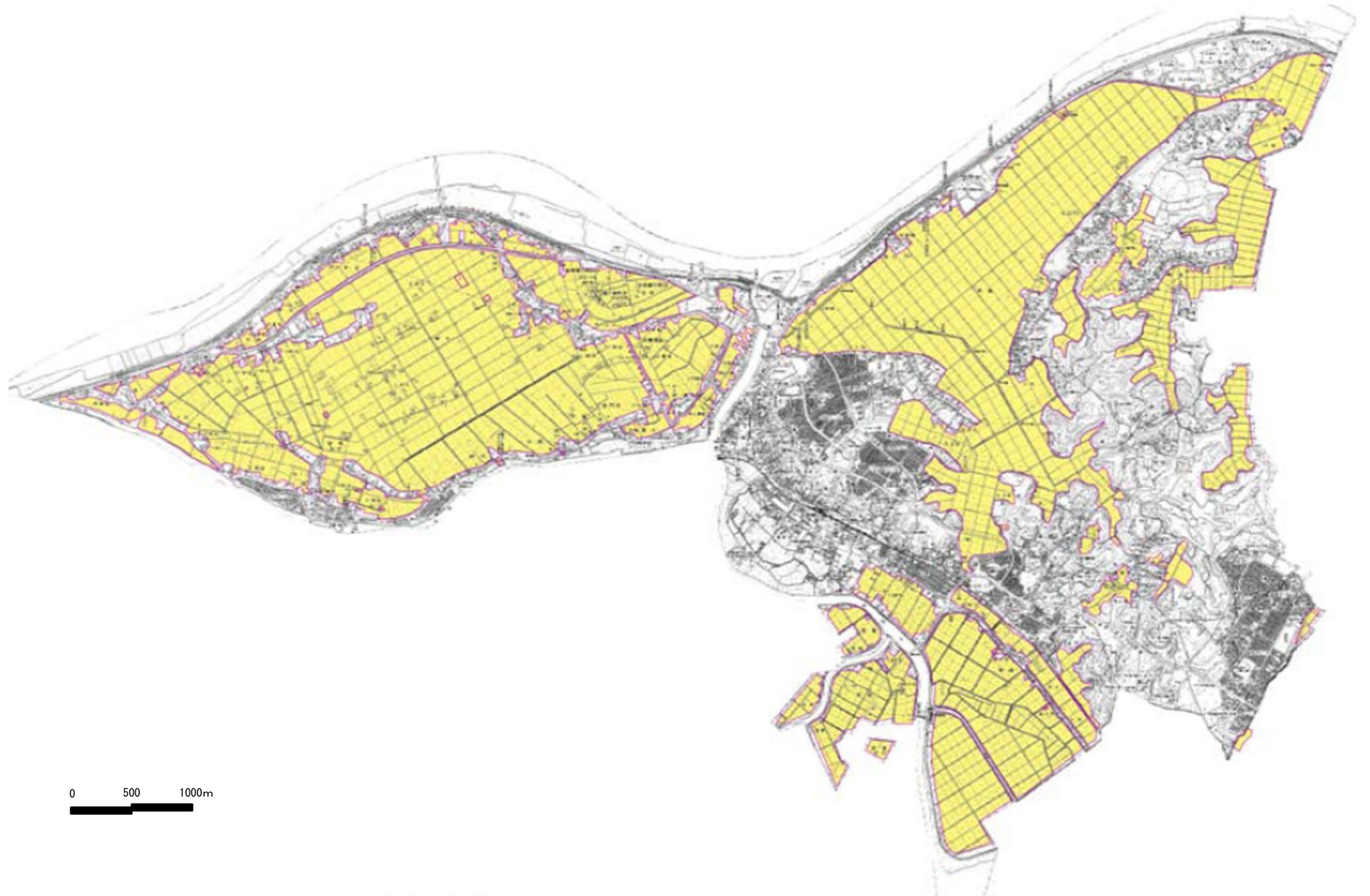
印西市（旧本埜村（合併前））



印西市（旧印旛村（合併前））



栄町



生産緑地地区のデータ

| 生産緑地地区決定状況(平成23年12月31日現在) | | |
|---------------------------|-----|--------|
| 市町名 | 地区数 | 面積(ha) |
| 印西市 | 18 | 2.58 |
| 白井市 | 50 | 43.05 |
| 栄町 | — | — |

出典：千葉県ホームページ

2次審査 評価小項目No.11 用途地域の適合

| | | | |
|------|--------------------------------------|------|-------|
| 大項目 | 法規制 | 最大減点 | - 25点 |
| 小項目 | 用途地域の適合 | 最大減点 | - 5点 |
| 評価方法 | 既存資料による必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき評価します。 | | |

用途地域の適合（最大減点 - 5点）

| 減点 | 評価基準 |
|--------|---|
| 0点 | 準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域 |
| - 5点 | 第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 |
| 減点の考え方 | ごみ焼却施設は、都市の生活環境を保全するために必要不可欠な施設であり、都市計画決定の手続きを行えば用途地域の制約は受けず建設が可能とされています。しかしながら主に住民の生活環境に配慮し、住居及び商業用途に供される地域を-5点に設定しました。 |
| 解説 | 用途地域は、地域における住居の環境の保護または業務の利便の増進を図るため、各地域の特徴に応じた建築規制を行うものです。 将来のまちづくりの方向性や土地利用の現況・動向などを勘案し、土地利用を計画的に配置し、都市を住宅地、商業地、工業地などの種類に区分し、これを用途地域として定めます。 |

※印西地区においては、第2種低層住居専用地域及び工業地域の指定はありません。

基礎データ

用途地域の概要と関係市町の面積

単位：ha

| 用途地域の種類 | 概要 | 印西市 | 白井市 | 栄町 |
|--------------|---|-----|-----|-----|
| 第一種低層住居専用地域 | 低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な店舗・事務所を兼ねた住宅、小中学校などが建てられます。 | 598 | 300 | 175 |
| 第二種低層住居専用地域 | 主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。住宅、小中学校のほか1500平方メートルまでの一定の店舗なども建てられます。 | - | - | - |
| 第一種中高層住居専用地域 | 中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。住宅、小中学校のほか大学、病院、500平方メートルまでの一定の店舗等も建てられます。 | 454 | 170 | 34 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。住宅、学校、病院のほか1500平方メートルまでの一定の店舗、事務所なども建てられます。 | 32 | 33 | - |

| | | | | |
|-----------------|--|---------------|--------------|--------------|
| 第一種住居地域 | 住居の環境を守るための地域です。住宅、学校のほか、3000平方メートルまでの店舗、事務所やホテル・旅館なども建てられます。 | 178 | 56 | 86 |
| 第二種住居地域 | 主に住居の環境を守るための地域です。住宅、学校のほか、店舗、事務所、ホテル、パチンコ店やカラオケボックスなども建てられます。 | 109 | 33 | - |
| 準住居地域 | 道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。 | - | 6 | - |
| 近隣商業地域 | 近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅、店舗、事務所のほかに小規模の工場も建てられます。 | 91 | 39 | 11 |
| 商業地域 | 銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。 | 55 | - | - |
| 準工業地域 | 主に環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が著しい工場以外は、ほとんど建てられます。 | 358 | 17 | - |
| 工業地域 | 主として工業業務の利便性増進を図る地域です。どんな工場でも建てられます。住宅、店舗は建てられますが、病院、学校などは建てられません。 | - | - | - |
| 工業専用地域 | 専ら工業業務の利便性増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、病院、学校、ホテルなどは建てられません。 | - | 193 | 37 |
| 小 計 | | 1,907 | 847 | 343 |
| 市街化調整区域 | | 10,473 | 2,694 | 2,903 |
| 都市計画区域面積 | | 12,380 | 3,541 | 3,246 |

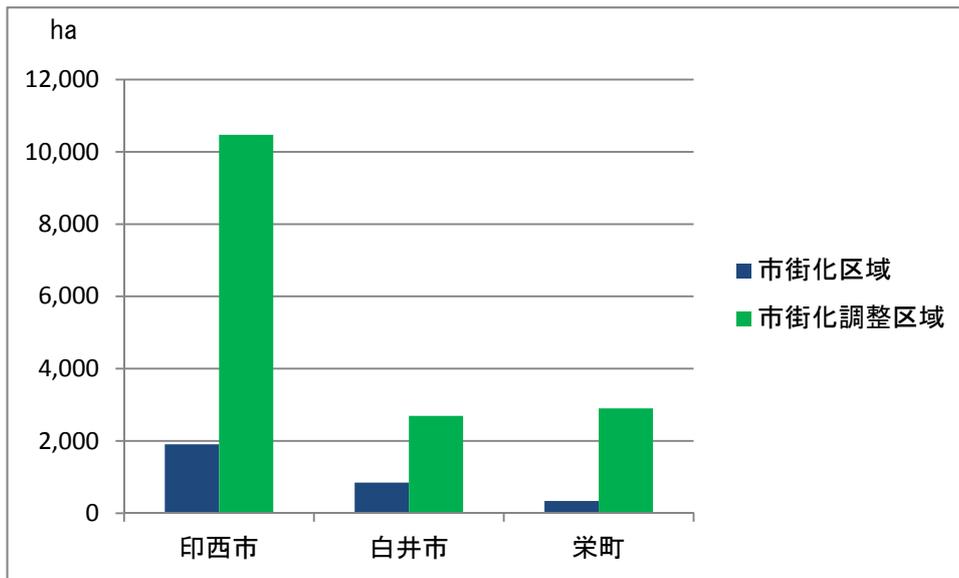
都市計画区域面積は、関係市町の全域が対象です。

都市計画区域面積と市街化区域

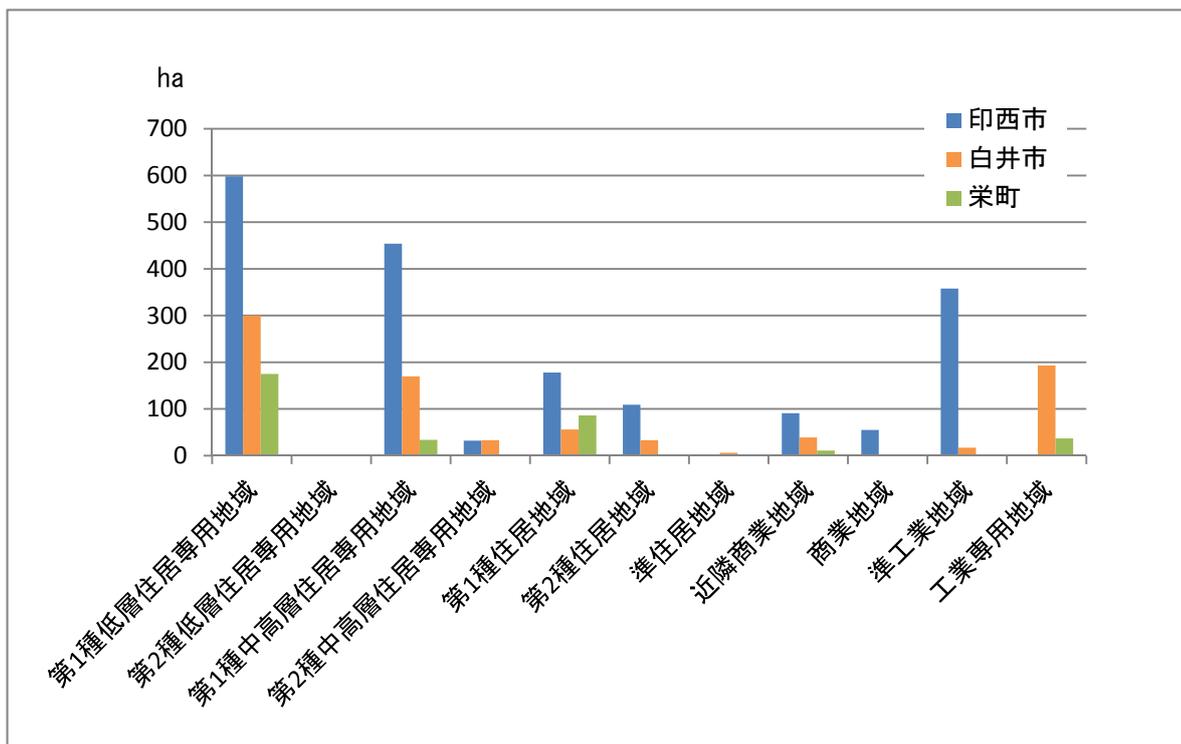
(単位:ha)

| 市町名 | 都市計画 区域面積 | 市街化区域 | 市街化調整区域 |
|-----|--------------|-------|---------|
| 印西市 | 12,380 | 1,907 | 10,473 |
| 白井市 | 3,541 | 847 | 2,694 |
| 栄町 | 3,246 | 343 | 2,903 |

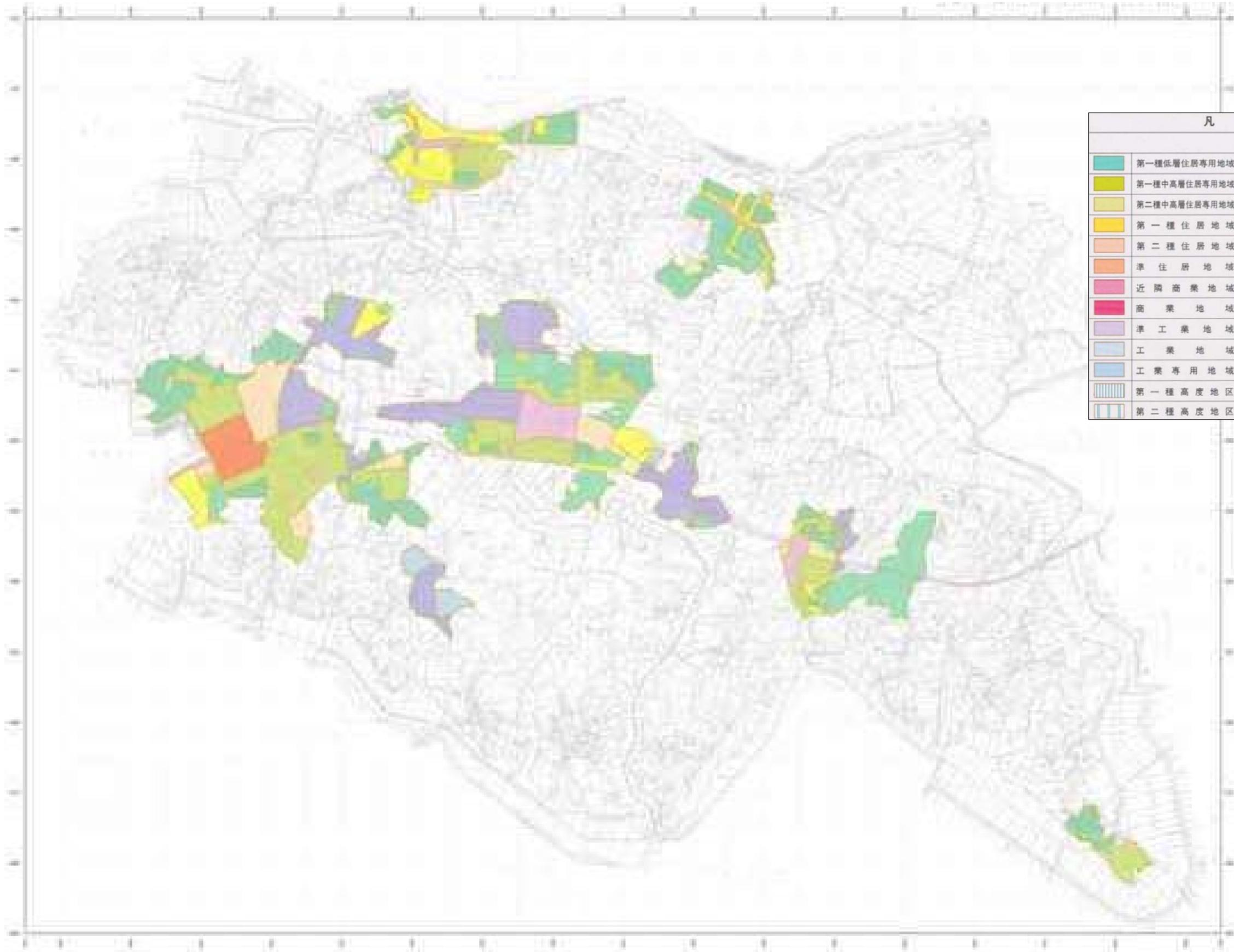
市街化区域と市街化調整区域の状況



用途地域



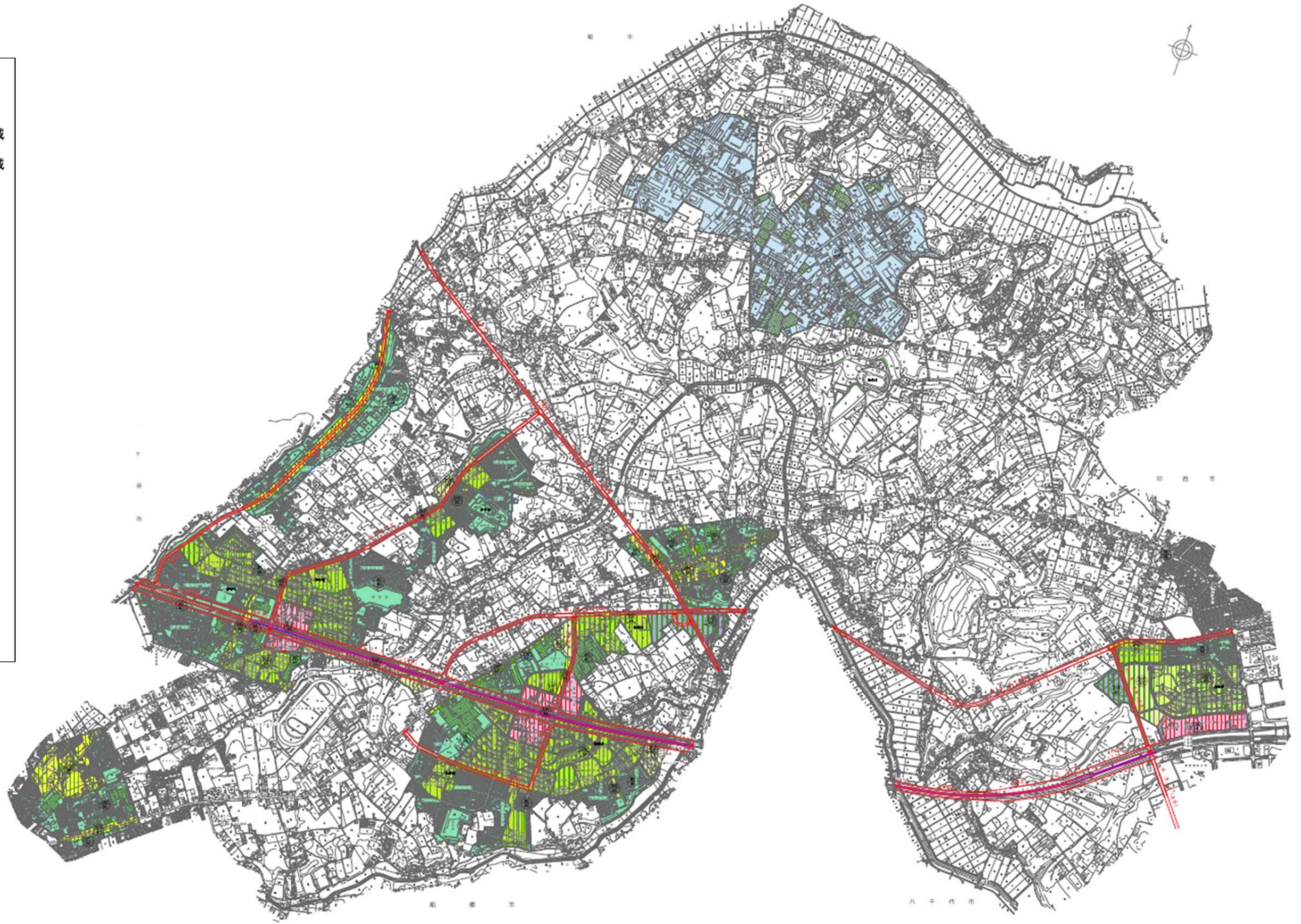
用途地域 都市計画図 印西市



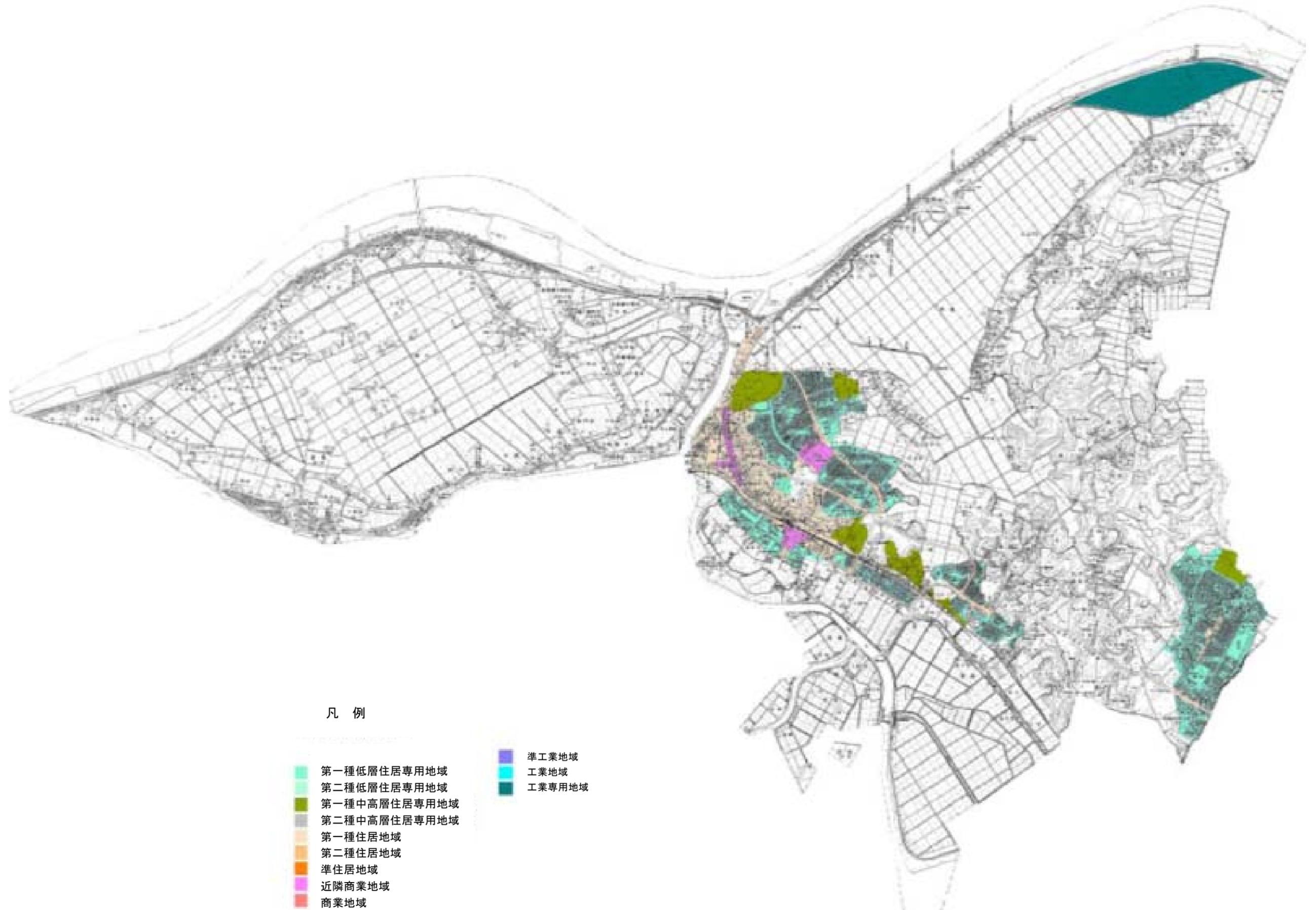
| 凡 | | 例 | | |
|---|--------------|----------------|------------------|------------------------|
| | | 建ぺい率 (%) | 容積率 (%) | |
| | 第一種低層住居専用地域 | 30, 40, 50, 60 | 50, 80, 100, 150 | 防火地域 |
| | 第一種中高層住居専用地域 | 60 | 200 | 準防火地域 |
| | 第二種中高層住居専用地域 | 60 | 200 | 生産緑地地区 |
| | 第一種住居地域 | 60 | 200 | 市街化区域 |
| | 第二種住居地域 | 60 | 200 | 新住区域 (工業ニュータウン事業区域) |
| | 準住居地域 | 60 | 200 | 関連施設区域 |
| | 近隣商業地域 | 80 | 200 | 都市計画公園・緑地 |
| | 商業地域 | 80 | 400, 600 | 都市計画道路 |
| | 準工業地域 | 60 | 200 | 都市高速鉄道 |
| | 工業地域 | 60 | 200 | 都市計画区域 |
| | 工業専用地域 | 30, 60 | 200 | 県界 |
| | 第一種高度地区 (注1) | | | 都市界 |
| | 第二種高度地区 (注2) | | | 町村界 |

白井市

- 凡例**
- 第1種低層住居専用地域
 - 第1種中高層住居専用地域
 - 第2種中高層住居専用地域
 - 第1種住居地域
 - 第2種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 準工業地域
 - 工業専用地域
 - 市街化区域
 - 第1種高度地区
 - 第2種高度地区
 - 準防火地域
 - 生産緑地
 - 地区計画
 - 都市計画道路
 - 都市計画公園
 - 都市計画供給処理施設
 - 都市高速鉄道



栄町



2次審査 評価小項目No.12 液状化予測地域

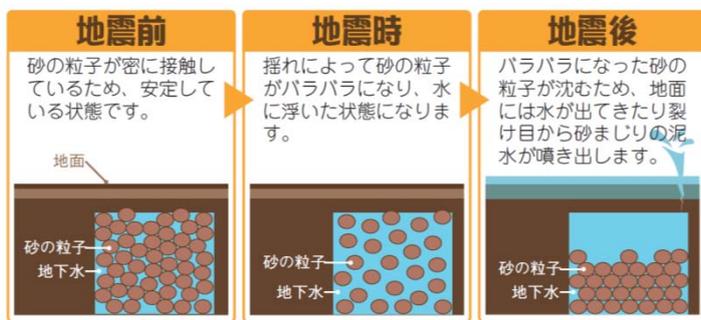
| | | | |
|------|---|------|------|
| 大項目 | 地盤の安定性 | 最大減点 | -15点 |
| 小項目 | 液状化予測地域 | 最大減点 | -10点 |
| 評価方法 | 県および関係市町の既存データを地図に表示し、下表の評価基準に基づき評価します。 | | |

液状化予測地域（最大減点 -10点）

| 減点 | 評価基準 |
|------|--|
| 0点 | 候補地内は液状化対象外である。 |
| -5点 | 候補地内に液状化がしやすい土地がなく、ややしやすい土地がある。 |
| -10点 | 候補地内に液状化がしやすい土地がある。 |
| 解説 | 液状化とは、地震によって地盤が一時的に液体のようになってしまう現象です。埋立地や河口など水分をたくさん含んだ砂質の地盤で発生する現象で、地盤の上の建物を傾かせたり沈ませたりします。 |

基礎データ

液状化現象とは



液状化対策とは

液状化対策としては、地盤をセメントで改良する方法、建設物においては、地中の排水パイプの設置や、しっかりとした地盤まで杭基礎をいれる等の方法で液状化による被害を防いでいます。

液状化等に関するマップ

印西市

液状化マップ

平成25年8月発行

「液状化マップ」は、地域の地形・地盤の特性を考慮して、印西市下の地盤（マグニチュード7.3）が発生した場合に液状化現象が生じる程度を50mメッシュ単位で表したものです。なお、液状化のおそれや程度は地盤情報に基づく予測値であるため、実際の液状化の発生箇所や程度は変動することがあります。

また、液状化しやすい地域においても、地盤改良等の液状化対策が実施されたところでは、液状化現象による被害を大幅に回避することができます。

液状化現象とは

| 地震前 | 地震時 | 地震後 |
|-----------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 砂の粒子が密に接触しているため、安定している状態です。 | 揺れによって砂の粒子がバラバラになり、水に浮いた状態になります。 | バラバラになった砂の粒子が再び密に接触し、水が排出されます。 |

広域避難場所・指定避難所・特別避難所

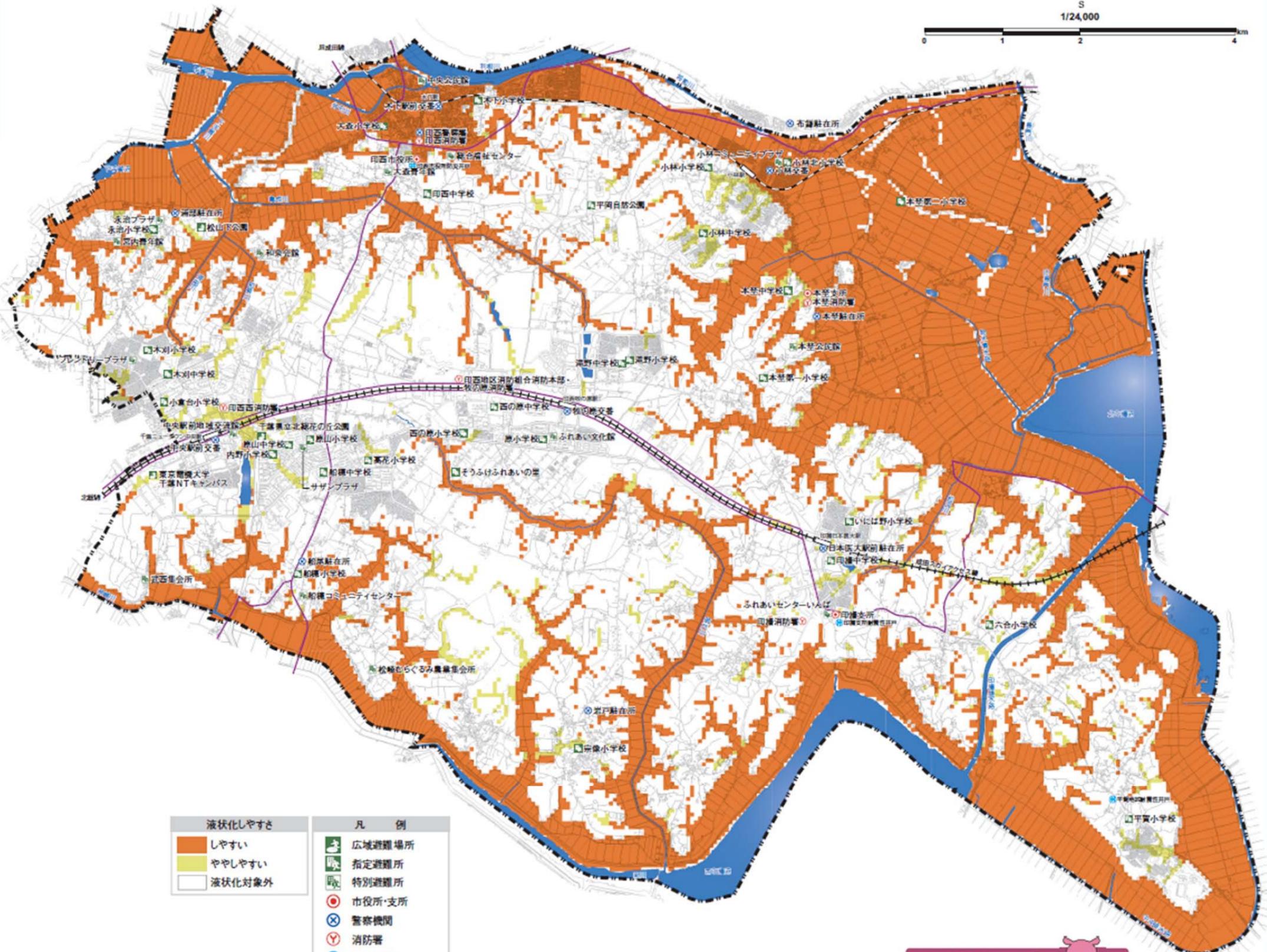
| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 対象災害 |
|----------------------|-------------|---------|------|
| 千歳県立北郷花の丘公園 | 原山1-12-1 | 47-4030 | 〇 |
| 東京電機大学 千歳ニュータウンキャンパス | 武西学園台2-1200 | 46-4111 | 〇 |
| 松山下公園 | 浦郷275 | 42-8417 | 〇 |

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 対象災害 |
|------------|------------|---------|------|
| 木下小学校 | 木下1502 | 42-2607 | 〇 |
| 小林小学校 | 小林2448-2 | 42-4311 | 〇 |
| 大森小学校 | 大森3350 | 42-2089 | 〇 |
| 船橋小学校 | 船橋1292 | 46-0023 | 〇 |
| 永治小学校 | 浦郷557 | 42-2347 | 〇 |
| 木月小学校 | 木月2-6 | 46-1755 | 〇 |
| 内野小学校 | 内野1-1 | 46-1781 | 〇 |
| 原山小学校 | 原山3-4 | 46-1701 | 〇 |
| 小林北小学校 | 小林北5-1-5 | 97-1100 | 〇 |
| 小倉谷小学校 | 小倉谷2-3 | 46-5711 | 〇 |
| 轟花小学校 | 轟花2-4 | 46-6211 | 〇 |
| 西の原小学校 | 西の原2-7 | 45-0150 | 〇 |
| 原小学校 | 原3-5 | 45-8611 | 〇 |
| 六合小学校 | 瀬戸1580 | 99-0006 | 〇 |
| 泉嶽小学校 | 石戸1580 | 99-0007 | 〇 |
| 平賀小学校 | 平賀1161-2 | 98-1151 | 〇 |
| いには野小学校 | 赤森3-9 | 98-2080 | 〇 |
| 本笠第一小学校 | 中笠1281-2 | 97-0035 | 〇 |
| 本笠第二小学校 | 笠神1745 | 97-0036 | 〇 |
| 滝野小学校 | 滝野5-1 | 97-1977 | 〇 |
| 印西中学校 | 大森2244 | 42-3151 | 〇 |
| 船橋中学校 | 轟花1-3 | 46-0021 | 〇 |
| 木月中学校 | 木月2-1 | 46-1751 | 〇 |
| 小林中学校 | 小林大門下1-4-1 | 97-3100 | 〇 |
| 原山中学校 | 原山1-2 | 46-6911 | 〇 |
| 西の原中学校 | 西の原1-3 | 45-0160 | 〇 |
| 印西中学校 | 笠神2-1-1 | 98-0711 | 〇 |
| 本笠中学校 | 笠神250 | 97-0009 | 〇 |
| 滝野中学校 | 滝野5-2 | 97-1988 | 〇 |
| そうふけふれあいの里 | 草塚924 | 47-4700 | 〇 |
| 平岡自然公園 | 早岡1554 | 42-1008 | 〇 |

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 対象災害 |
|--------------|----------|---------|------|
| 船橋センター | 竹原514-9 | 42-0144 | 〇 |
| 中央公民館 | 大森3934-1 | 42-2911 | 〇 |
| 中央駅前地域交流館 | 中央南1-2 | 46-5111 | 〇 |
| 小林コミュニティプラザ | 小林北5-1-6 | 97-0003 | 〇 |
| ふれあい文化館 | 原3-4 | 45-3800 | 〇 |
| フレンドリープラザ | 木月4-3-1 | 46-8611 | 〇 |
| サザンプラザ | 原山3-3 | 45-0611 | 〇 |
| 永治プラザ | 浦郷411-3 | 42-1101 | 〇 |
| 船橋コミュニティセンター | 船橋788-1 | 48-5311 | 〇 |
| ふれあいセンターいんば | 瀬戸1-25 | 80-3900 | 〇 |
| 本笠公民館 | 中笠1375 | 97-2011 | 〇 |
| 東内青年館 | 浦郷1430-3 | | 〇 |
| 大森青年館 | 大森2331-2 | | 〇 |
| 和泉会館 | 和泉885-1 | | 〇 |
| 武西集会所 | 武西908 | | 〇 |
| 船橋むらぐらみ農業集会所 | 船橋281 | | 〇 |

〇 地震 〇 風水害 〇 土砂災害

液状化現象は、個々の敷地の地盤条件と地震動の強さの関係により発生します。この図は地形条件等と想定地震で液状化の可能性を評価した目安であり、個々の地盤条件については別途調査等が必要となります。



液状化しやすさ

- 〇 (Orange) しやすい
- △ (Yellow) ややしやすい
- (White) 液状化対象外

凡 例

- 〇 広域避難場所
- △ 指定避難所
- 特別避難所
- 市役所・支所
- ⊗ 警察機関
- ⊕ 消防署
- ⊖ 防災井戸
- 県緊急輸送路

印西市役所 総務部 防災課
千歳市印西市大森2364-2
電話 0476-42-5111

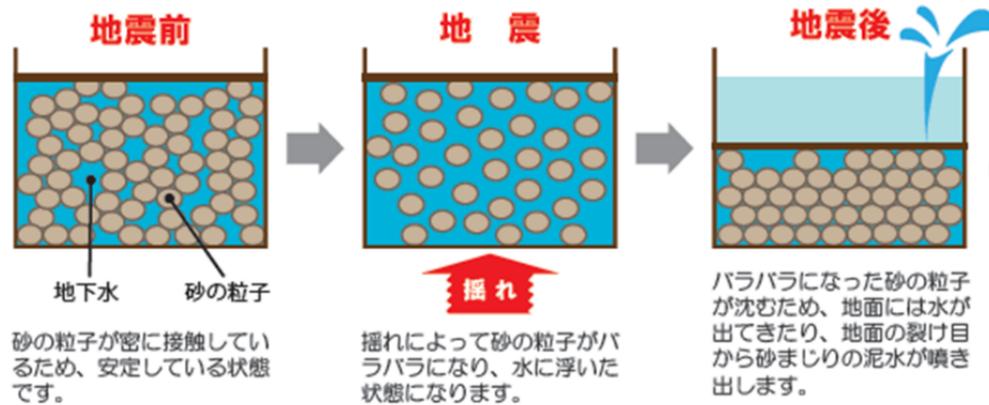
液状化しやすさマップ

液状化の被害について知ろう！

「液状化しやすさマップ」とは、揺れやすさマップ相当の揺れとなった場合、地盤に液状化現象が生じる程度を50mメッシュ単位で表現したものです。なお、液状化の可能性は地盤情報に基づく予測値であり、実際には局所的な人工造成地などで発生することもあるため、液状化の発生箇所や規模は変動することがあります。

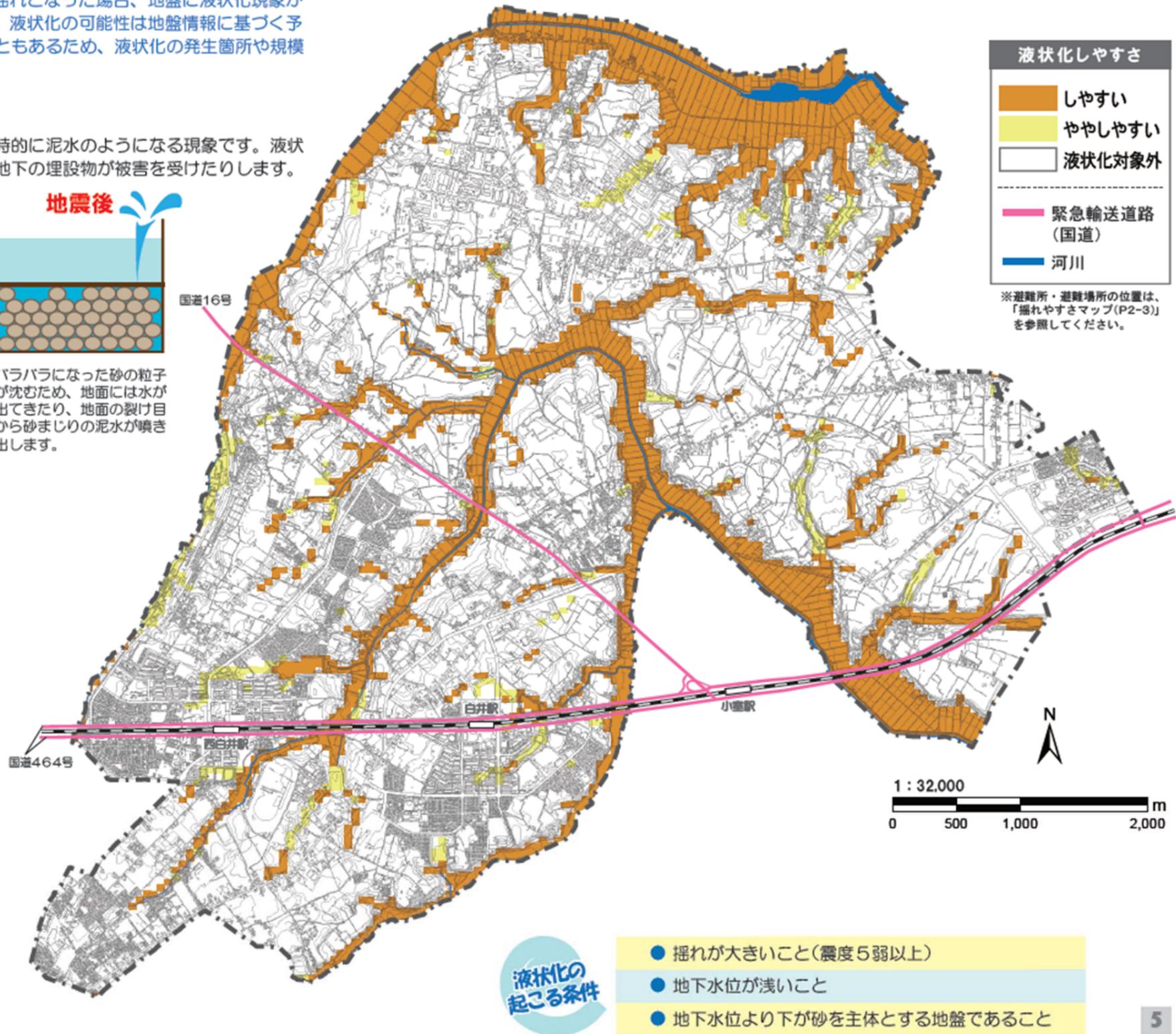
液状化とは

液状化現象とは、地震の強い揺れにより、地下の地盤が一時的に泥水のような現象です。液状化が起こると、部分的な地盤沈下によって、建物が傾いたり地下の埋設物が被害を受けたりします。

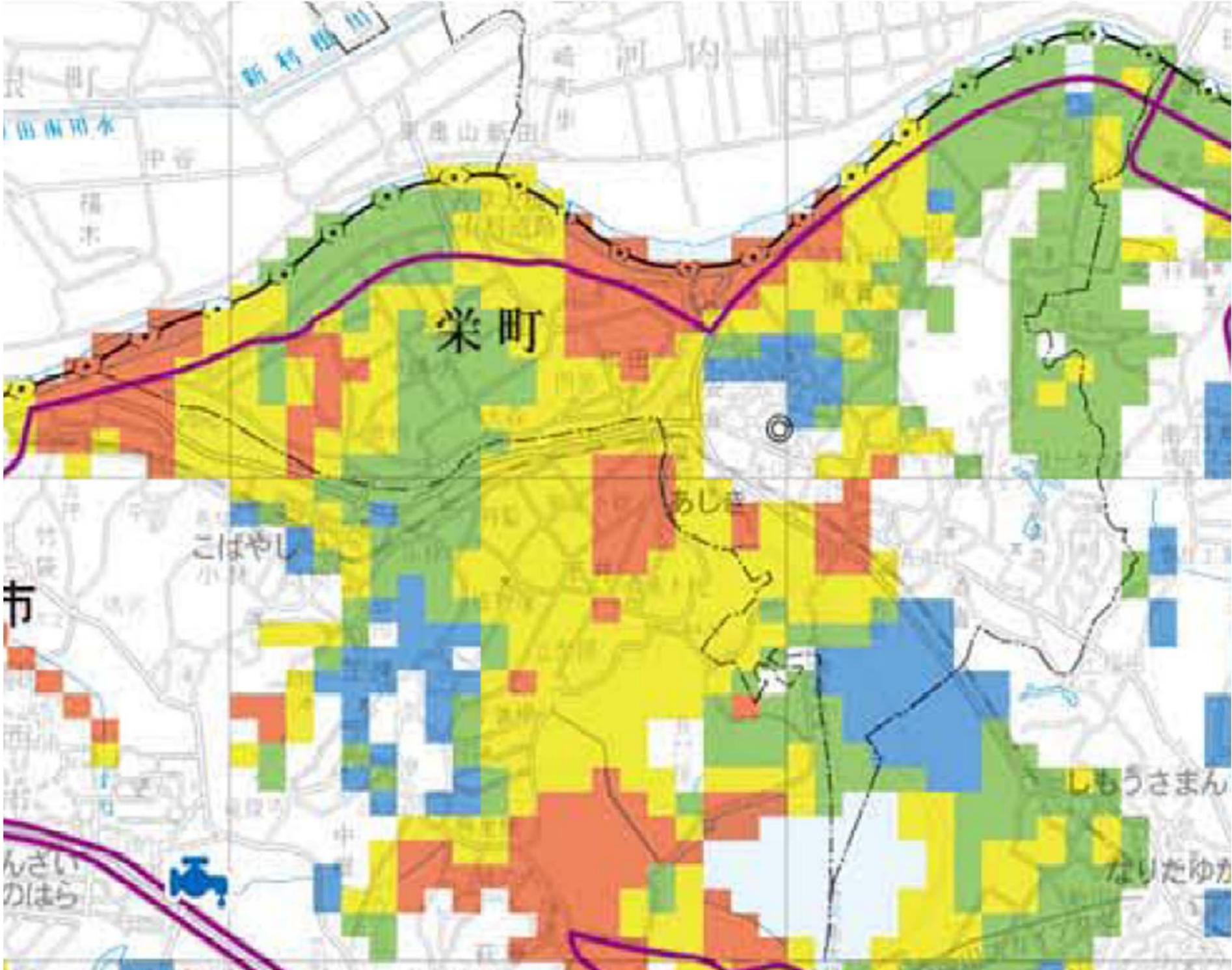


液状化で起こる被害

| | |
|--|--|
| <p>道路の陥没</p> <p>盛土地や埋立地では、道路が陥没する場合があります。</p> | <p>建物の沈下・傾斜</p> <p>地盤が液体状になるため、その地盤の上にある建物は支えを失って、沈下や傾斜が生じることがあります。</p> |
| <p>地中構造物の浮き上がり</p> <p>地下タンク・埋設管・マンホールなどの軽い地中の構造物が浮き上がってくる場合があります。</p> | <p>噴砂・噴泥</p> <p>砂・泥と水が混ざり合った液体状になるため、ときには噴水状に地面から噴きあがる場合があります。</p> |



栄町



出典：千葉県地震防災地図（平成24年度作成）

2次審査 評価小項目No.13 地形の状況

| | | | |
|------|---|------|-------|
| 大項目 | 地盤の安定性 | 最大減点 | - 15点 |
| 小項目 | 地形の状況 | 最大減点 | - 5点 |
| 評価方法 | 現地調査を実施し、候補地及び周辺の状況を確認します。 既存資料など必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき評価します。 | | |

地形の状況 (最大減点 - 5点)

| 減点 | 評価基準 |
|------|--|
| 0点 | 候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がない。 |
| - 5点 | 候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がある。 |
| 解説 | <p>急傾斜地崩壊危険区域とは、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づき、知事が指定した土地のことです。</p> <p>土砂災害警戒区域等とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定・告示された区域です。</p> |
| 備考 | <p>急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地崩壊危険個所Ⅰ、急傾斜地崩壊危険個所Ⅱ、急傾斜地崩壊危険個所に準ずる斜面、急傾斜地崩壊危険区域指定地及び山腹崩壊危険個所を指します。</p> <p>土砂災害警戒区域等とは、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域を指します。</p> |

基礎データ

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

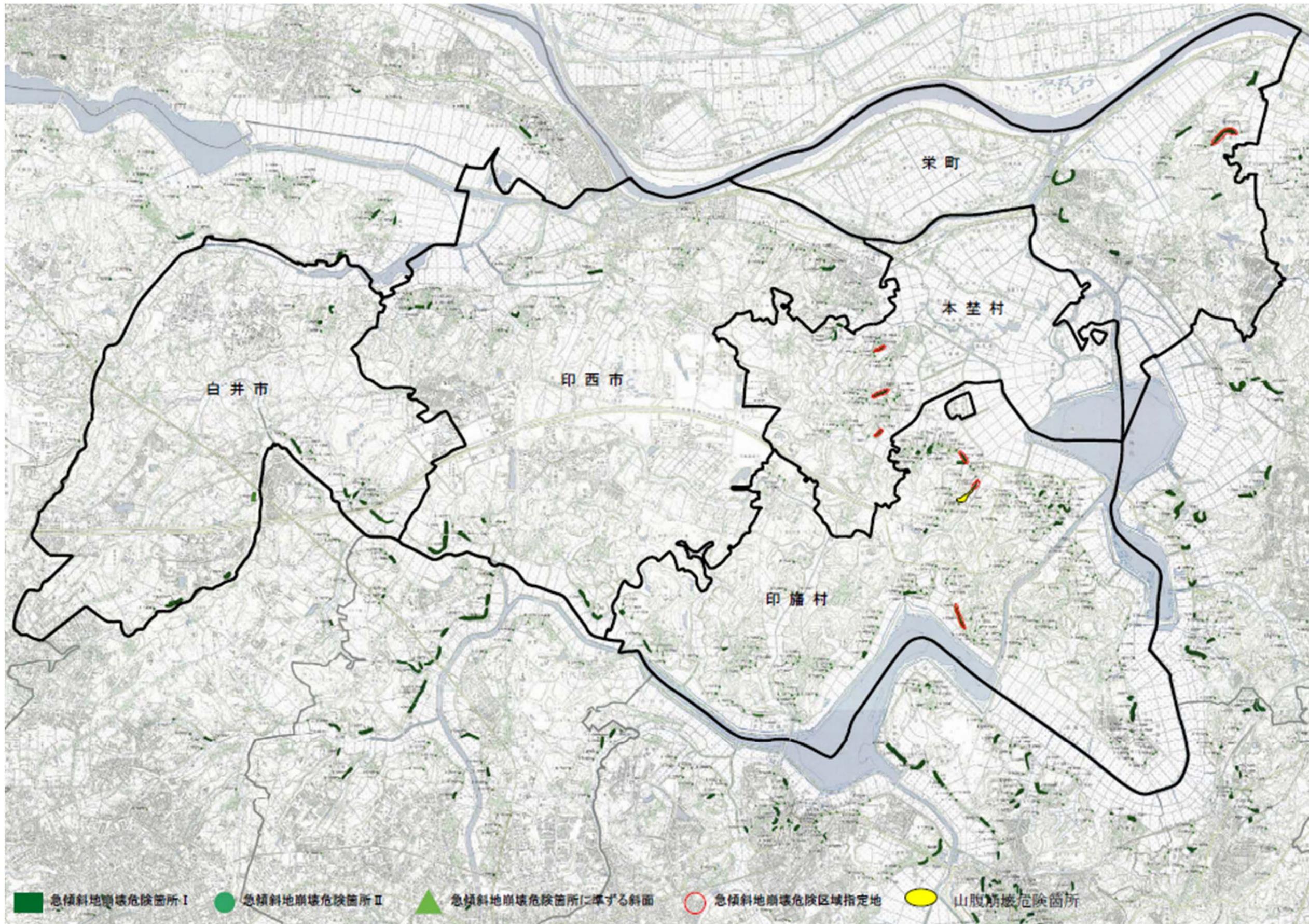
印西地区においては、急傾斜地崩壊危険個所Ⅰ、急傾斜地崩壊危険個所Ⅱ、急傾斜地崩壊危険個所に準ずる斜面、急傾斜地崩壊危険区域及び山腹崩壊危険個所が存在します。

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は以下の表に示すとおりです。

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

| 印西市 | | | | |
|--------|-----|------------------|--------------------------------------|------|
| 地区名 | 所在地 | 指定面積 (平方メートル) | 指定年月日 | 指定番号 |
| 辺田前 | 中根 | 13,954.12 | 昭和 55 年 4 月 15 日 | 67 |
| 松虫 | 松虫 | 3,574.00 | 昭和 56 年 1 月 28 日 | 72 |
| 花台 | 瀬戸 | 51,033.43 | 平成 4 年 10 月 27 日 平成 10 年 9 月 29 日 | 290 |
| 笠神 | 笠神 | 8,803.49 | 平成 8 年 3 月 26 日 | 356 |
| 株木 | 萩原 | 11,948.00 | 平成 12 年 3 月 24 日 | 409 |
| 戸崎 | 戸崎 | 13,054.00 | 平成 12 年 7 月 28 日 | 412 |
| 計 6 箇所 | | 102,367.04 | | |
| 白井市 | | | | |
| 平塚 2 | 平塚 | 7,721.23 | 平成 24 年 12 月 18 日 | 520 |
| 栄町 | | | | |
| 興津 | 興津 | 23,720.00 | 平成 16 年 11 月 2 日 | 472 |

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況マップ



土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害の種類は、急傾斜、砂防、地すべりの3種類がありますが、印西地区においては、急傾斜のみが該当します。

土砂災害警戒区域等の指定状況

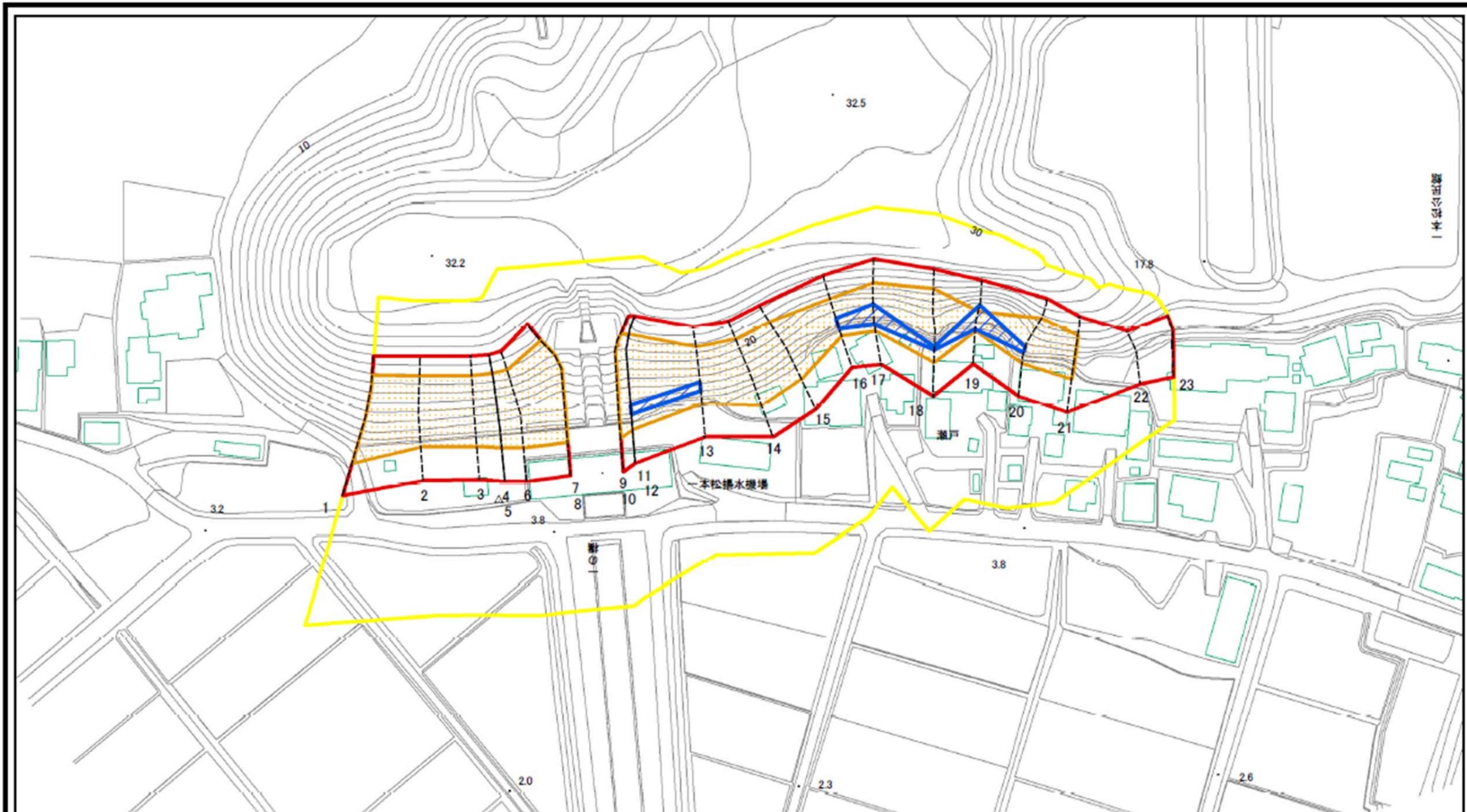
平成 25 年 9 月 6 日現在の指定状況

| 土砂災害の種類 | 土砂災害警戒区域等の指定 (箇所数) | | |
|---------|-----------------------|-----|----|
| | 印西市 | 白井市 | 栄町 |
| 急傾斜 | 86 | 11 | 8 |
| 砂防 | 0 | 0 | 0 |
| 地すべり | 0 | 0 | 0 |

土砂災害警戒区域等について関係市町ごとの参考例示を記載しました。

参考例示：印西市

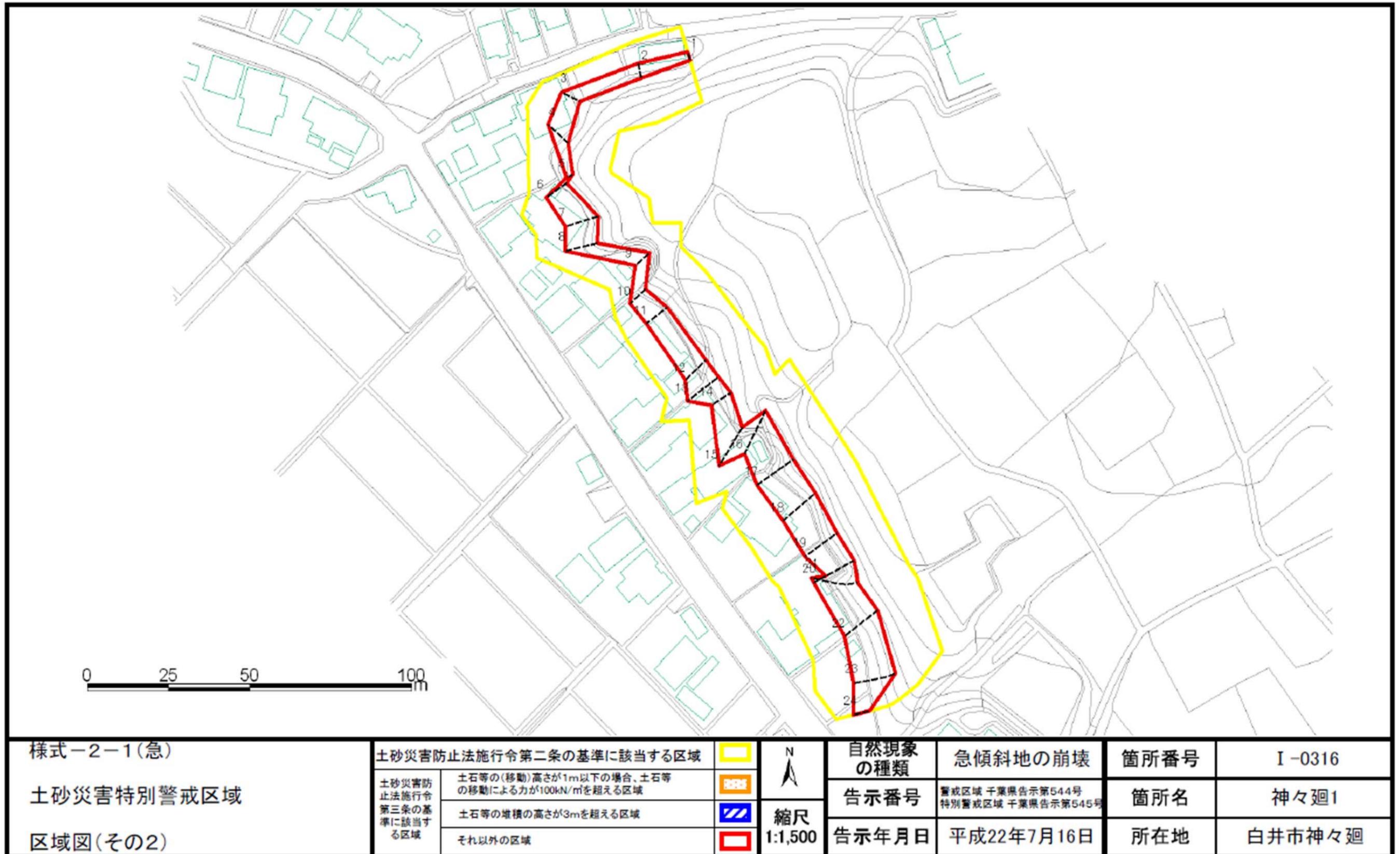
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2-1)



| | | | | | | | |
|---|---|--|--------------------|---------|---|------|----------|
| 様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2) | 土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域 | | N 縮尺 1:1,500 | 自然現象の種類 | 急傾斜地の崩壊 | 箇所番号 | I-0307 |
| | 土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域 | | | 告示番号 | 警戒区域 : 千葉県告示第137号 特別警戒区域: 千葉県告示第144号 | 箇所名 | 一本松 |
| | それ以外の区域 | | | 告示年月日 | 平成24年3月2日 | 所在地 | 千葉県印西市瀬戸 |
| | 土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域 | | | | | | |

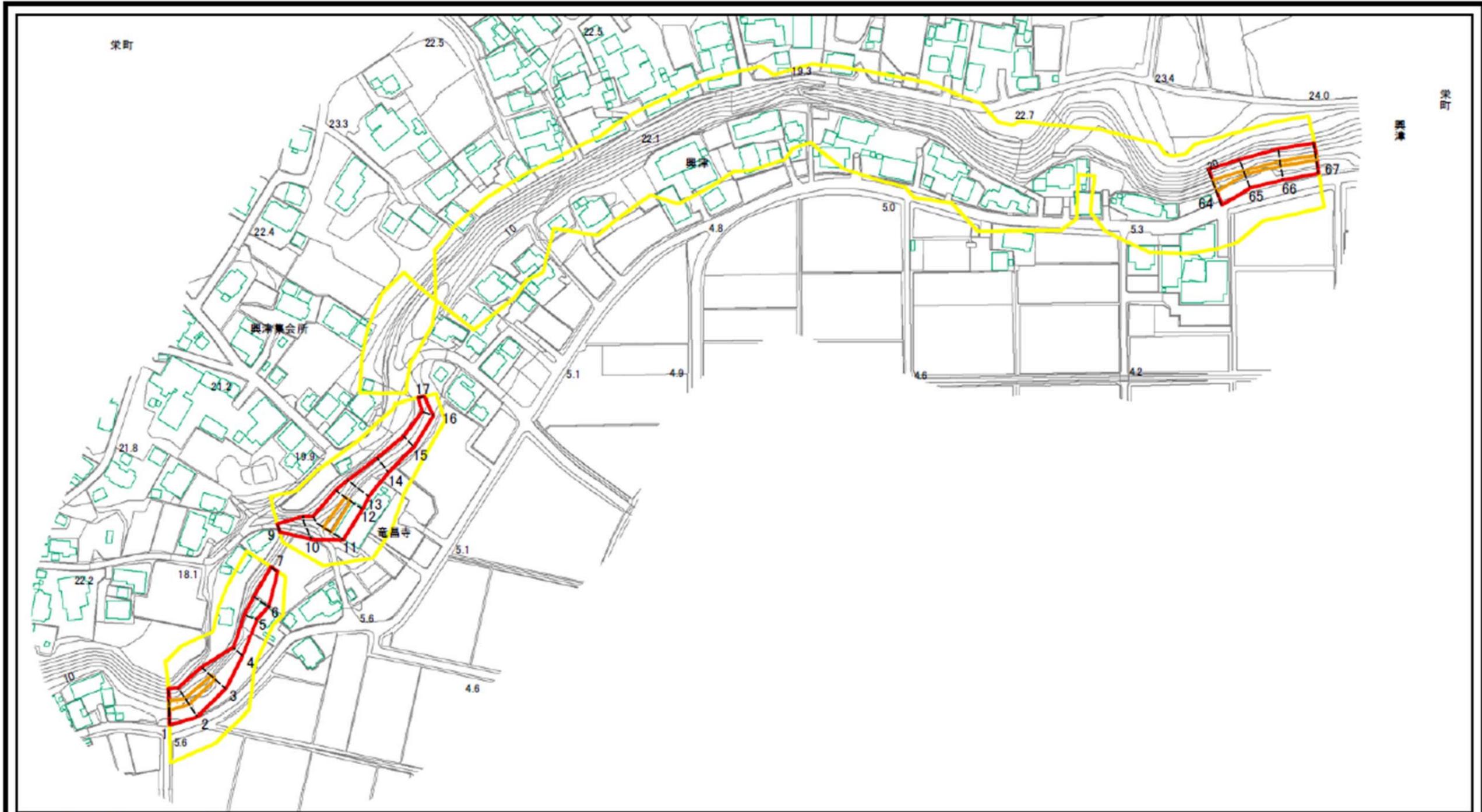
参考例示：白井市

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2-1)



参考例示：栄町

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

| | | | | | | |
|---|---|--|-------------------------------------|---|------|------------|
| 様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)(全体図) | 土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域 | | 自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 告示番号 告示年月日 | 警戒区域 : 千葉県告示第151号 特別警戒区域: 千葉県告示第156号 平成23年3月11日 | 箇所番号 | I-1294 |
| | 土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域 | | | | 箇所名 | 奥津 |
| | 土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域 | | | | 所在地 | 千葉県印旛郡栄町奥津 |
| | 土砂等の堆積の高さが3mを超える区域 | | | | 縮尺 | 1:3,000 |
| それ以外の区域 | | | | | | |

3次審査 評価小項目No.14 周辺住民の理解度・協力度

| | | | |
|------|-------------------------------------|------|-----|
| 大項目 | 周辺住民の理解度・協力度 | 最大加点 | 40点 |
| 小項目 | 周辺住民の理解度・協力度の状況 | 最大加点 | 40点 |
| 評価方法 | 下表の評価基準に基づき、周辺住民の理解度・協力度を総合的に評価します。 | | |

総合的な評価に当たって想定する着目点（最大加点 40点）

| 加点 | 評価基準 |
|-------|--|
| 0～40点 | <p>周辺住民意見交換会などにより用地検討委員会が把握した次の状況</p> <p>①応募者及び町内会・自治会等が行った周辺住民意見の集約方法（アンケート実施及び会議開催等）</p> <p>②周辺住民の中間処理施設に対する情報把握の正確さ</p> <p>③周辺住民の中間処理施設に対する理解の深さ</p> <p>④周辺住民の誘致意欲の高さ</p> <p>⑤周辺住民の賛成の程度（反対者の割合、反対の理由及び反対の強さも確認）</p> <p>⑥周辺住民と今後も継続協議が出来る状況か否か。また、その程度</p> <p>⑦町内会・自治会等の同意書の有無等</p> |
| 備考 | <p>周辺住民とは、候補地（アクセス道路用地を含む）の敷地境界から半径300mの範囲内の町内会・自治会等に居住する住民を意味します。</p> |

3次審査 評価小項目No.15 概算事業費

| | | | |
|------|---|------|-----|
| 大項目 | 経済性 | 最大加点 | 30点 |
| 小項目 | 概算事業費 | 最大加点 | 30点 |
| 評価方法 | <p>① 用地取得費用 簡易不動産鑑定を行い、用地取得費用を算出します。</p> <p>② 基盤整備費用 造成費用、アクセス道路費用（新設又は拡幅）、電気、水道、下水道などのインフラ整備費などの概算費用を算出します。</p> <p>③ 収集運搬費用（30年間分） 印西クリーンセンターにおける年間収集運搬費用を用いて年間費用を算出します。</p> <p>④ 収益費用（30年間分） 蒸気利用など想定される収益費用を算出します。 以上の費用を算出し、下表の評価基準に基づき評価します。</p> | | |

概算事業費（最大加点 30点）

| 加点 | 評価基準 |
|-------|--|
| 0～30点 | <p>収益見込額を差し引いた概算事業費が最も安価な候補地を「30点」とし、他の候補地は点数を比例配分します。</p> $30点 \times \frac{\text{最も安価な概算事業費}}{\text{当該地における概算事業費} - \text{収益見込額}}$ <p>※小数点以下第1位を四捨五入し整数とします。</p> |

3次審査 評価小項目No.16 地域活性化への寄与

| | | | |
|------|-----------------------------------|------|-----|
| 大項目 | 地域社会貢献 | 最大加点 | 30点 |
| 小項目 | 地域活性化への寄与 | 最大加点 | 30点 |
| 評価方法 | 必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき総合的に評価します。 | | |

総合的な評価に当たって想定する着目点（最大加点 30点）

| 加点 | 評価基準 |
|-------|--|
| 0～30点 | ごみ焼却熱の利用形態、防災機能の効果、情報発信機能の効果及び地域産業への寄与としての優位性・将来性等 |

次期中間処理施設候補地の応募申込書

平成26年 月 日

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
委員長 寺嶋 均 宛て

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

電話番号 _____

貴検討委員会が募集している印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地について、下記のとおり応募する。

記

1. 地番

2. 添付書類等

- (1) 候補地位置図
- (2) 土地所有者の同意書（町内会・自治会等の会長が応募する場合）
- (3) その他

3. 了承事項

貴検討委員会及び事務局が行う次の事項を了承する。

- (1) 必要に応じて現地の写真撮影、不動産鑑定及びボーリング調査等を行うこと。また、これらの調査結果を公表すること。
- (2) 平成26年4月上旬に、応募地が属する町内会・自治会等の会長に、応募があったことを知らせること。

2. 資料編

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

パブリックコメント募集の結果

1. パブリックコメントの対象とする事案及び募集の目的

次期中間処理施設の候補地選定方法に関する下記の各案「本中間答申書本編（２）、（３）及び（４）の素案」に対し広く意見募集を行うことで、より一層の情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みを推進する。

- （１）候補地の募集要項
- （２）候補地の比較評価項目・基準・配点
- （３）候補地の比較評価項目・基準・配点の補足資料

2. 意見の提出方法

- （１）用地検討委員会事務局窓口への持参
- （２）郵便等による送付
- （３）ファクシミリによる送付
- （４）電子メールによる送付

3. 意見の提出期間

平成25年11月19日（火）から平成25年12月13日（金）

4. 意見を提出することができる方

- （１）印西地区環境整備事業組合の関係市町内（印西市・白井市・栄町）に住所のある方
- （２）関係市町内に勤務先のある方
- （３）関係市町内に通学先のある方
- （４）その他、対象とする事案に利害関係のある方（法人を含む）

5. 提出意見

なし。

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

説明会の結果

1. 説明会名

印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地選定方法に関する説明会

2. 説明会の目的

次期中間処理施設の候補地選定方法に関する下記の各案「本中間答申書本編（２）、（３）及び（４）の素案」に対し説明会を行うことで、より一層の情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みを推進する。

- （１）候補地の募集要項
- （２）候補地の比較評価項目・基準・配点
- （３）候補地の比較評価項目・基準・配点の補足資料

3. 日時

平成25年12月8日（日）14：00から16：30

4. 会場

印西地区環境整備事業組合 3階 大会議室

5. 次第

- 1 開会
- 2 用地検討委員会委員長あいさつ
- 3 用地検討委員会委員紹介
- 4 用地検討委員会事務局職員紹介
- 5 資料説明及び質疑応答
 - （１）候補地の募集要項（案）
 - （２）候補地の比較評価項目・基準・配点及び補足資料（案）
- 6 今後の予定について報告
- 7 閉会

6. 出席住民

22名

7. 会議録

次項の要約会議録のとおり。

印西クリーンセンター次期中間処理施設の
建設候補地選定方法に関する説明会
要約会議録

| | | | | |
|---------|--|-----------------------|------------------|--------------------------|
| 開催年月日 | 平成25年12月8日(日) | | | |
| 開催時間 | 14:00~16:30 | | | |
| 開催場所 | 印西地区環境整備事業組合 3階大会議室 | | | |
| 出席者 | 住民 | 22名 | | |
| | 委員 | (一社) 廃棄物処理施設技術管理協会 会長 | 委員長 | 寺嶋 均 |
| | | (一財) 日本環境衛生センター 理事 | 副委員長 | 河邊 安男 |
| | | 白井市公募住民 | 副委員長 | 渡邊 忠明 |
| | | 持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長 | | 鬼沢 良子 |
| | | 東京電機大学 未来科学部 建築学科 教授 | | 土田 寛 |
| | 事務局 | 印西地区環境整備事業組合 | 事務局長 | 岩崎 良信 |
| | | 印西CC 技術班 | 工場長 主幹 副主査 | 大須賀 利明 高橋 康夫 川砂 智行 |
| コンサルタント | (株) 日本環境工学設計事務所 技術部 | 課長 主任 | 朝日 大輔 糸山 豊 | |
| 配布資料 | (1) 説明資料 資料No.1 候補地の募集要項(案) 資料No.2 候補地の比較評価項目・基準・配点(案) 資料No.3 候補地の比較評価項目・基準・配点の補足資料(案) (2) 参考資料 参考資料No.1 用地選定に関する意見受付周知記事 参考資料No.2 パブリックコメント周知記事 | | | |

| 次第 | 頁 |
|--------------------------------|-----|
| 1 開会 | 6 7 |
| 2 用地検討委員会委員長あいさつ | 6 7 |
| 3 用地検討委員会委員紹介 | 6 7 |
| 4 用地検討委員会事務局職員紹介 | 6 7 |
| 5 資料説明及び質疑応答 | — |
| (1) 候補地の募集要項 (案) | 6 7 |
| (2) 候補地の比較評価項目・基準・配点及び補足資料 (案) | 6 9 |
| 6 今後の予定について報告 | 7 1 |
| 7 閉会 | 7 1 |

次第1 開会

事務局から参考資料No. 1 及び参考資料No. 2 を説明

次第2 用地検討委員会委員長あいさつ

次第3 用地検討委員会委員紹介

次第4 用地検討委員会事務局職員紹介

次第5 資料説明及び質疑応答

(1) 候補地の募集要項 (案)

事務局から資料No. 1 を説明

質問等 1

中間処理施設を移転ありきで計画しているようだが、たくさんのお金を使って、無理にどこかに移転しなくとも、現在地で整備出来るのならば、そのほうが良いと思う。

最新施設の性能は凄く良いので、現在地で整備することについて住民からの反対の声は聞いたことがない。

次期中間処理施設を現在地で整備する考えはないのか。

回答 1

資料No. 1、P 6 に記載しているとおり、現在地は比較対象地の 1 つとして位置付けています。

質問等 2

蒸気の売却金額は、年間どの程度か。

回答 2

現クリーンセンター北側の商業ビルに熱供給している千葉ニュータウンセンターへ、現在、蒸気 1 t 当たり 1, 5 0 0 円で売却をしており、年間では 3 千万円弱となります。

質問等 3

前回計画の検討委員会が審議した内容は、どのように取り扱うのか。

回答 3

前回計画の検討委員会で設定した比較評価項目等を基礎として、今回の検討を進めました。
また、前回計画で当時の関係市町村から推薦のあった 5 箇所は、現在も候補地としてなり得るか及び再度推薦するかどうか、現関係市町へ確認します。

質問等 4

前回計画で建設予定地とした 9 住区の現状は。

回答 4

土地所有者である UR 都市機構が 5 5, 0 0 0 m² を対象として、平成 2 5 年 1 2 月から販売の公募を開始しました。

質問等 5

応募がなかった場合の対応を資料 No. 1、P 6 に記載すべきでは。

回答 5

検討委員会への諮問事項に「募集の結果、応募がなかった場合の対応に関すること。」を掲げていることから、今後、検討します。

質問等 6

最終的に合意が形成されなかった場合の対応を資料 No. 1、P 6 に記載すべきでは。

回答 6

検討委員会が担任する事務は、候補地の審査結果を管理者へ報告するところまでとなります。

住民合意は組合が責任をもって形成を図るものなので、合意が形成されなかった場合の対応は、管理者の政策判断を含め、その時点において組合で検討するものと考えています。

なお、検討委員会への諮問事項に「候補地の周辺住民との合意形成に関すること。」を掲げていることから、最適な合意形成の方法や、どのような状況になれば合意と判断するかなどについては、今後、検討します。

質問等 7

前回計画で当時の関係市町村から推薦のあった5箇所は、現在も候補地としてなり得るか及び再度推薦するかどうか、現関係市町へ確認するとのことだが、新たな候補地の推薦依頼は行わないのか。

回答 7

前回計画で当時の関係市町村から推薦のあった5箇所の取り扱いと合わせて、新たな候補地の推薦依頼も行います。

質問等 8

前回計画で現在地での整備は見直してほしいという要望があったと思うが、現在地について印西市に確認せずに比較対象地の1つとして位置付けるのか。

回答 8

現在地の取扱いは検討委員会の会議で相当議論していただきましたが、既に建替用地として所有していること及び都市計画決定済みであることなどから、現在地は比較対象地の1つとして取り扱うことで決めています。

なお、前回計画の比較検討地5箇所は、当時の関係市町村から推薦いただいた土地なので、今回、現関係市町へ取り扱いを確認しますが、そもそも現在地は推薦された土地ではないことから関係市への確認は行わない考えです。

～暫時休憩～

次第5 資料説明及び質疑応答

(2) 候補地の比較評価項目・基準・配点及び補足資料 (案)

事務局から資料No. 2 及び資料No. 3 を説明

質問等 9

資料No. 2、No. 9 の地球温暖化防止について、収集運搬者から排出される温室効果ガスだけでなく、施設本体から相当量排出される温室効果ガスも考慮すべきではないか。

回答 9

どこに建設しても施設本体から排出されるガス量に違いは生じないことから、比較評価項目には加えていません。

質問等 10

資料No. 2、No. 9の地球温暖化防止について、施設本体から排出される二酸化炭素は、森林が多い地域に建設すれば吸収されるので、有利になるのではないかと。

回答 10

煙突からの排出ガスは相当な範囲に拡散しますし、周辺の森林が施設本体から排出される二酸化炭素の何%を吸収するかについて算出することは出来ません。

質問等 11

資料No. 2、No. 9の地球温暖化防止について、収集運搬車が電気自動車に切り替わることを想定しないのか。

回答 11

収集運搬車の電気自動車がいつ普及するのかということもありますが、仮に電気自動車であっても、火力発電所で化石燃料を使用し発電しているので、走行距離に応じて二酸化炭素は排出されます。

質問等 12

現施設の周辺にたくさんの居住者がおり、ごみ処理施設に対する健康不安はとても大きいと思うので、そうしたことを評価基準に加えるべき。

回答 12

次期中間処理施設は厳しい法規制を更に厳しくした住民協定をクリアする最新施設であることから、煙突から排出される有害物質は非常に微量であり、環境への影響は非常に少ないものとなります。

また、これから具体的に計画が進んでいくと、施設計画の前段で3～4年間掛けて環境影響評価を行います。その手続きの際、不安な点があれば意見書を提出することが出来ます。

質問等 13

資料No. 2、No. 16の地域活性化への寄与について、評価基準としてごみ焼却熱の利用形態等を掲げているが、既に関連施設が整備されている現在地だけが有利になるのではないかと。

回答 13

評価項目及び基準は特定の用地を睨んで設定したものではありません。

地域活性化への寄与については、候補地毎の特性に応じた有効なプランや可能性があるものと考えています。

なお、資料No. 1、P5(6)⑤に記載しているとおり、地域活性化への寄与に関して、応募者から提案することも可能です。

質問等 14

今回の計画で、リサイクルプラザはどのように考えているのか。

回答 14

資料No.1、P3(4)③に記載しているとおり、環境に関する学習及び啓発を行うプラザ機能は整備することで考えていますが、現時点で具体的な施設内容及び規模等は決定していません。

事業費との兼ね合いもありますが、今後、候補地周辺の皆様との対話及び協議により具体的な整備計画を検討すべきものと考えています。

次第6 今後の予定について報告

事務局から今後の予定を報告

①平成25年12月22日

用地検討委員会の第9回会議を開催し、候補地の募集要項、候補地の比較評価項目・基準・配点及び補足資料等を決定

②平成25年12月25日

管理者へ前記決定事項を報告（中間答申）

③平成26年1月6日～平成26年3月31日

候補地の募集期間

質問等なし。

次第7 閉会

以上

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
会議等開催経過

| 会議回数 | 開催日 | 主な会議内容等 |
|------------------|---|--|
| 第1回会議 | 平成25年 4月21日 (日) | <ul style="list-style-type: none"> ■次期中間処理施設整備事業の経緯について ■今後のスケジュール(案)について ■事業推進手法の比較について ■会議の運営(案)について |
| 第2回会議 | 平成25年 5月26日 (日) | <ul style="list-style-type: none"> ■今後のスケジュール(案)について ■事業推進手法の比較について ■比較対象地の抽出手法について ■先進地の視察(案)について |
| 第3回会議 | 平成25年 6月23日 (日) | <ul style="list-style-type: none"> ■今後の進め方(案)について ■先進地の視察(案)について |
| 第4回会議 | 平成25年 7月28日 (日) | <ul style="list-style-type: none"> ■組合関係市町の財政状況について ■専門部会の設置について ■事業推進手法の比較について |
| 第5回会議 | 平成25年 8月25日 (日) | <ul style="list-style-type: none"> ■広報の方法について ■住民意見等の確認について ■比較対象地の抽出手法について ■用地の比較評価項目等について |
| 第6回会議 | 平成25年 9月22日 (日) | <ul style="list-style-type: none"> ■比較対象地の抽出手法について ■比較対象地の募集・選定手順について ■用地の比較評価項目について |
| 第7回会議 | 平成25年10月27日 (日) | <ul style="list-style-type: none"> ■候補地の比較評価項目・基準・配点について ■候補地の募集要項について |
| 意見交換会 | 平成25年11月 3日 (日) | <ul style="list-style-type: none"> ■候補地の比較評価項目・基準・配点について ■候補地の募集要項について |
| 第8回会議 | 平成25年11月12日 (火) | <ul style="list-style-type: none"> ■候補地の比較評価項目・基準・配点(案)について ■候補地の募集要項(案)について |
| パブリックコメント の募集 | 平成25年11月19日 (火) ～ 平成25年12月13日 (金) | <ul style="list-style-type: none"> ■対象とする事案 ①候補地の募集要項(案) ②候補地の比較評価項目・基準・配点(案) ③候補地の比較評価項目・基準・配点の補足資料(案) |
| 説明会 | 平成25年12月 8日 (日) | <ul style="list-style-type: none"> ■資料説明及び質疑応答 ①候補地の募集要項(案) ②候補地の比較評価項目・基準・配点(案) ③候補地の比較評価項目・基準・配点の補足資料(案) |
| 第9回会議 | 平成25年12月22日 (日) | <ul style="list-style-type: none"> ■中間答申書(案)について |

※ 平成25年11月3日(日)に開催した意見交換会は、印西地区環境整備事業組合附属機関条例施行規則第2条及び印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会運営細則第2項(3)で規定する会議ではなく、委員及び組合事務局が候補地の比較評価項目・基準・配点及び候補地の募集要項に関して、事前に意見交換を行い、第8回会議の円滑な議事進行を図ることを目的とした任意の会議である。

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
委員名簿

(平成25年12月25日現在)

| 附属機関条例及び組織細則に基づく規定 | | | 委員情報（敬称略・委員構成の詳細毎50音順） | | | | | | |
|--------------------|---------------------------|-------|------------------------|-------|------------|------------|----|----|--|
| 委員構成 | 委員構成の詳細 | 定数 | 職 | 氏名 | | 居住地 | 性別 | 年齢 | 備考 |
| | | | | | ふりがな | | | | |
| 学識経験を有する者 | 検討委員会の担任する事務に関する学識経験を有する者 | 4人以内 | 副委員長 | 河邊 安男 | かわべ やすお | 神奈川県平塚市浅間町 | 男 | 64 | 一般財団法人 日本環境衛生センター 理事 東日本支局 環境工学部 部長 |
| | | | 委員 | 鬼沢 良子 | きざわ りょうこ | 柏市松ヶ崎 | 女 | 58 | NPO法人 持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長 |
| | | | 委員 | 土田 寛 | つちだ ひろし | 東京都練馬区石神井町 | 男 | 52 | 東京電機大学 東京千住キャンパス 未来科学部 建築学科 教授 |
| | | | 委員長 | 寺嶋 均 | てらしま ひとし | 東京都北区西ヶ原 | 男 | 78 | 一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会 会長 |
| 公募による関係市町の住民 | 印西市 | 5人以内 | 委員 | 亀倉 良一 | かめくら りょういち | 印西市木刈 | 男 | 72 | |
| | | | 委員 | 黒岩 七三 | くろいわ しちぞう | 印西市吉高 | 男 | 73 | |
| | | | 委員 | 黒須 良次 | くろす りょうじ | 印西市小倉台 | 男 | 61 | |
| | | | 委員 | 堀本 桂 | ほりもと けい | 印西市大塚 | 男 | 45 | |
| | | | 委員 | 山口 進 | やまぐち すすむ | 印西市岩戸 | 男 | 83 | |
| | 白井市 | 3人以内 | 委員 | 柴田 圭子 | しばた けいこ | 白井市桜台 | 女 | 55 | |
| | | | 委員 | 藤森 義韶 | ふじもり よしつぐ | 白井市池の上 | 男 | 72 | |
| | | | 副委員長 | 渡邊 忠明 | わたなべ ただあき | 白井市大山口 | 男 | 67 | |
| | 栄町 | 2人以内 | 委員 | 玉野 辰弘 | たまの たつひろ | 栄町三和 | 男 | 61 | |
| | | | 委員 | 山本 博久 | やまもと ひろひさ | 栄町安食 | 男 | 63 | |
| 管理者が必要と認める者 | 印西クリーンセンター環境委員会住民側委員 | 1人 | 委員 | 岩井 邦夫 | いわい くにお | 印西市高花 | 男 | 70 | |
| 合計 | | 15人以内 | | | | | | | |